

帝国主義の侵略・反革命を世界革命戦争へ

戦士 6号

特集：階級的労働運動と平和台病院斗争



SEP. 1971

神戸地区反戦連絡会議・機関誌

○ 「白衣の監獄」を解放し

「患者を人質にした圧制」を打倒せよ！

○ 全関西の労働者・学生・医療戦線は

平和台病院労組・共闘委に結集せよ！

目 次

「戦士6号」発行にあたって	2
(I) 主張・階級的労働運動と平和台病院闘争	5
階級的労働運動と平和台病院闘争 (津田 文章)	
「白衣の監獄」を解放するために (岡谷 恭治)	
反革命統合医療体制と対決し	
「白衣の監獄」を解放せよ！ (大山 昇)	
(補) 狂った病院・放火事件を演出か (組合・共闘委ビラ)	
「新左翼」紙掲載記事への抗議文 (組合・共闘委ニュース)	
(II) 地区反戦と階級的労働運動	27
医療の帝国主義的再編を粉碎せよ！ (「火炮」7 0.9.3)	
「共闘委」運動の更なる飛躍を！ (津田 文章 7.1.1.1 0)	
病院の卑劣な炊事場閉鎖をはねかえせ！ (「火炮」7.1.1.2 4)	
のじぎく園闘争の更なる飛躍と連帯を勝ちとれ！ (「進撃」7.1.4.1)	
権力の全面的弾圧を許さず獄中同志を奪還せよ！ (「火炮」7.1.5.1 0)	
5.1 5 集合の意義と展望 (「火炮」7.1.6.1 2)	
階級的労働運動の全面的開花をめざし7.3 1 集会へ結集せよ！ (「火炮」7.1.7.2 4)	
(III) 階級的労働運動と反帝統一戦線(榎原均・共産同労対部パンフ)	47
労働運動の転換とは何か (6.8.1 2.1 4)	
反レバ闘争の階級的意義 (6.9. 1.1 0)	

※ 裏表紙の写真は、5・1 5 集会で決意表明する平和台労組の仲間たち

『戦士6号』発行にあたって

(71・9・1)

神戸地区反戦連絡会議

(1)

昨年七月三〇日にストに突入した平和台病院労働者の斗いは、一年を突破した。病院長一族を支える背後の連合戦線（医師会—経営者協会—県警）は全ゆる手段を駆使して、この組合—共闘委の斗いをおしつぶそうとしている。「反戦派が絡んでいるから・・・」とか、「他の病院に飛び火したら困る」という彼らの本音は、ついに通常の圧殺手段——団交拒否、大量逮捕——では我々の斗いをおしつぶせないと悟るや、『火災ビン事件』等という猿芝居をうつてきたのである。

丁度、一年前の七月三〇日の深夜に組合を結成しストに突入した、その一年目に、『火災ビンによる放火』がデツチアグられたのである。然しながら「組合—共闘委—暴力集団」「地区反戦など過激派の仕業か」という彼ら病院・県警・マスコミの一体となつたデマ宣伝にも拘らず、組合を排除して行なわれた現場検証のさ中に、病院一族が、県警警備課の黙認の下、証拠隠滅を行なつた事実は、この猿芝居の筋書を明白に物語っている。

今や「デツチアグ放火」までも弾圧の口実にするという病院側の狂乱に対し、ひるむ事なく我々は階級的労働運動の成果、医療戦線の到達点を踏まえ、全員逮捕をも辞さぬ組合—共闘委の団結を更に強化し、彼らを追いつめて行かなくてはならないであろう。『白衣の監獄』を解放する、病院労働者の底辺からの叛乱は今始つたばかりである。

勝利の鍵は、医療の改革についてのあれこれの立案にあるのではなく、唯一労組—共闘委を軸とした労働者の団結と、経営者—国家権力との攻防の中こそある。一年を突破する平和台病院労組の不屈の労働者魂に学びつつ、全組織力量を挙げてこの斗いに参加してきた

我々神戸地区反戦の活動の総括と更なる階級的労働運動の地平の飛躍・拡大・深化を目指して、『戦士6号』をおくる。

(2)

この一年を越える平和台病院斗争の中で、我が神戸地区反戦は、「全人民的政治斗争と階級的労働運動」の担い手として、共闘委の翼に組織的に結集してきた。本文中の第二章の六つの論文は、様々な攻防局面において地区反戦の仲間や他の職場、地域、学園の同志達に、局面の情勢評価と攻防の環を提起したもの（主として定期機関紙『火砲』掲載）であり、我々の組織活動の武器として活用されたものである。

その基調は、第一に六九年一月の『敗北』により階級斗争の尖端が「蜂起」の領域に踏みこんでおり、大衆戦線の任務は、党十軍の独自の建設と結合しつつ、萌芽的武装斗争を実現した全共斗運動の質を体現し、全社会・全戦線に波及・浸透させていく事である。

第二に、帝国主義的労働運動として体制の支柱として確立されつつある労働戦線にあつては、我々の任務を組合内左派フラクに限定するのではなく、むしろ従来の反戦派がもつていた組合主義的体質を脱皮し、地区における最も組織された労働者部隊として階級的労働運動を実現することである。

第三に、この様な階級戦士は何か政治情勢の昂揚や斗争基盤を前提として生みだされるのではなく、日常活動において、民同（協会）日共、革マル、構改等の左翼組合主義との激烈な党派斗争を行なう事によつてのみ、生み出され鍛えられていくのである。

この「全人民的政治斗争と階級的労働運動」の担い手へと地区反戦を形成して行く時、我々反戦派内部の左翼組合主義体質を払拭しておかなくてはならない。その典型は言うまでもなく陶山健一（中核派）の『反戦派労働運動』に見られる日本型社民—民同の戦斗性に対する過大評価と、それへの拜跪である。我々が労働戦線で点をすらしらしておらぬ時代に戦斗的労働運動しか方針提起できないのならいざしらず、反帝統一戦線の斗いを政治的基盤としつつ反戦青年委員会が、差別や職場に少数ながらもその力量を蓄積しはじめた時点では、かかる傾向（組合内左派フラク活動の経験主義的・技術面的強調）は、結局のところ、組合主義に対する左翼的補充にしかならないからである。

何故なら「民同ですら昔はあれだけの斗争をやつたのだ。我々反戦派もあれ位は・・・」という発想は、民同の戦斗性が実は合理化、労働強化、職制支配とひきかえに賃上げをかちとるといふ「春斗方式」に依拠してのみ可能であつたという過程を無視するからである。資本や国家権力の許容する範囲内でのみ戦斗的たりえた民同の斗いを、反戦派の到達目標にすり替えたり、「民同でも」と問題をたてる

事自体が既に誤りなのである。

この事は平和台病院斗争の過程でも明らかであり、我々の斗いの前進は、一〇―一二月段階で、病院側の聞き直りに屈服して、組合・共斗委を切り離そうとしたり、前借金制度を要求からおろそうとした地区労働幹部の企業内主義と訣別する事によつてかちとられたのであり、又共斗委メンバーでありながら「口は出すが、身体は動かさぬ」という腐敗した毛派系の諸君との党派斗争を通じてのみ可能だったのだ。

『戦士6号』は、この「全人民的政治斗争と階級的労働運動」を労働戦線における基本任務として提起している我が神戸地区反戦がどの様に平和台病院斗争に参加し、労働の権力に対する燃えたる様な階級的憎しみに学びつつ、斗いぬいて来たかの総括であり、今後の展望である。

第三章「階級的労働運動と反帝統一戦線」は、榎原均氏による同名のパンフ（共産同労働部発行 六九年三月）から転載したものであるが、当時、西大阪で斗かわれた反レバ斗争や塩水港製糖占拠斗争の教訓の中から、社共とは独自の反帝統一戦線の組織配置と結合した斗いとして階級的労働運動路線を定式化した論文であり、今日でもその意義は薄れていない反戦労働者必見の論文である。

第二章は前述したが、様々な攻防局面の中で斗争主体の「何をなすべきか」を斗争の進展に応じて明らかにしており、この諸論文を軸にして新たな共斗委メンバーの結果と、重層的な支援体制を、我々独自に構築していったのである。尚、平和台病院斗争と並行して県立整肢施設のじぎく園でも、増員要求等を掲げたヤマ猫ストが斗いぬかれ組合本部の担当局への屈服、日共良議の民社党並みの対応の中でストが中止させられて行つたのだが、我々はこの斗いの教訓の中から、はつきりと「患者を人質にした任政」こそが病院労働者の斗いを封じこめる錦旗たる事を自覚したのである。（のじぎく園分会の孤立した斗いへの支援を行なつた県職反戦のピラも併せて掲載）

第一章の諸論文は、階級的労働運動路線に基づく我々独自の今後の展望である。榎原論文を踏まえた上に平和台病院斗争での経験、教訓を通して、若干豊富化し、深化したつもりである。又、斗いが一方では医療戦線での様々な斗う部分との結合を深めつつあり、全体的な医療情勢の概的な分析の中で、医療危機の「氷山の一角」としての平和台病院斗争の位置も明らかにしたい。

（補）として収めたピラは一つは、七〇/三〇デッチアゲ放火の暴露であり、他の一つは寄生虫的左翼紙「新左翼」に掲載された斗争への中傷、破壊、敵対を目的とする毛派系諸君の論文に対する共斗委の見解である。

全ての反戦労働者・学生諸君！『戦士』を活用して平和台病院斗争への更なる部隊の結集と、斗いの勝利をかちとろう。

I 階級的労働運動と平和台病院斗争

○ 階級的労働運動と平和台病院斗争 津田文章

○ 「白衣の監獄」を解放するために

○ 反革命統合医療体制と対決し 岡谷恭治

○ 「白衣の監獄」を解放せよ！ 大山昇

○ （補）狂った病院「放火」事件を演出か？ 組合・共闘委ピラ

○ （補）「新左翼」紙掲載記事への抗議文 組合・共闘委ニュース

階級的労働運動と平和台病院闘争

津田文章

平和台病院斗争は、これまでの労働運動の常識からみれば、多くの主体的弱さと準備のなさ、余りにも異常な資本・権力の弾圧という悪条件にもかかわらず、さらなる勝利への執念をもやして進んでいる。この斗いが客観的条件や即自的力量に埋没することをやめ、病院―権力に対する意識的な戦斗を開始する転機となつたのは、一・二九集会からであろう。ここで、反帝統一戦線と固く結びついた階級的労働運動の「組織的な実体」へ組合共闘委

という反戦労働者の地区的共同斗争機関が確立されたのである。〈組合共闘委〉の組織的確立とこれに結集する力量に支えられた資本・権力との攻防こそが、今後も平和台病院斗争の主導力となることは疑いを入れない。本論文は、この成果と到達点をふまえてわれわれが展開してきた「反帝統一戦線と階級的労働運動」における経験と教訓を深化しようとするものである。

六七年十・八の爆発いらい、全学連・反戦の斗いは、日本帝国主義の深まりゆく攻撃の中で、ひたすら形骸化と反動化をすゝめてきた社共両党の組合主義的政治斗争に対して、帝国主義打倒を公然とめざす政治的統一戦線と政治斗争の巨大な前進をかちとってきた。それは旧来の社共の政治斗争が賃金制度を前提にし、そ

の上で生活と権利の防衛をめざす組合的団結と組合機関決定に依存した行動様式をうちくつき、帝国主義と明確に対決するところの階級的団結を大衆的につくりあげ、帝国主義とのシ烈な政治的対決に労働者人民を直接に動員する水路を切りひらいたのである。その魂は「ベトナム人民の血は私たち自身の血だ」という、自らの解放と全世界の闘う人民の未来とを一つものとする国際主義であり、その力は、職場―街頭を貫く六〇年安保とは比較にならない強固な治安体制をぶち破り、かいくつて実現された実力斗争であつた。

われわれは、新たに出現した反帝統一戦線のこの力と結合して斗われる労働運動を階級的労働運動と提起してきた。この間、全国各地で起つた反レバ斗争は、職場における労働者の政治的権利の防衛を通じて資本の活動家に対する攻撃がきわめて政治的であることを暴露することによつて、組織的には地区共闘による斗争の保障によつて、反戦の政治的質を職場にもちこむ上で大きな成果をえたのである。(第三章参照)※わが神戸地区反戦は、一般的に「今こそ反戦派が職場で決起」などと、自らの戦線配置や力量を忘れた空語を叫ばなかつた。まず階級的労働運動の具体的な契機(圧倒的な資本の治安体制の中で実力斗争を決定し斗つた労働者がいかに職場へ定着するか)となるこの反レバ斗争の意義をしつかりとつかみ、七〇年二月、七月にかけて県職の仲間の反レバ斗争を、当該職場を中心に守る会の結成、各反戦組織による共

同行動の組織化によつて斗いぬいた。

それは、圧倒的な労働者を日常的につかんでいる民同や日共比べれば、いまだ部分的であり経験も力量も乏しい。だが、反帝統一戦線と結合した階級的労働運動こそが、組合主義の病根を一掃し、強固な帝国主義の治安体制の下で、白旗をかかげることがなく、唯一その体制に抗し、その打倒を準備する斗いであることは明らかである。ところで、注意しておかねばならないのは、われわれが労働戦線で斗いをひろげていくとき、既存の労働運動の常識―左翼組合主義におち入りやすいことだ。一つは民同への過大評価、もう一つは左派フラクへの埋没である。

第一節 民同労働運動とわれわれ

たしかに日本型社民―民同は世界でもめずらしい戦斗性を発揮してきた。安保―三池斗争はその頂点を示すものである。だが、それは極言するなら、資本や国家権力の許す範囲内のものであつたことを見落してはならない。占領軍のあと押しによつて生れたという出生の秘密にはじまり、太田―岩井ラインによる春斗方式は、基幹産業における相次ぐ拠点の敗北、職場における職制支配の確立の上になりたつたものである。西欧の社民と区別される反政府斗争の展開にしても、国民全体に強かつた即目的な反戦意識にのつかつたものであつたにすぎず、国民の平和意識の風化、日

帝のアジア進出の開始、職場における職制支配の確立といつた、組合をとりまく諸条件の変化をモロに反映し、形骸化と無力化がすすんできたのである。つまり、これらの斗いは帝国主義の深まる攻撃に対し、独自の戦線構築をもつて斗争をやりきつたのではなく、組合機関が即目的に有していた力量に全面的に依拠して斗つたにすぎず、即目的力量が情勢と資本・権力の弾圧の前に解体されるや、それに応じて右傾化するか(民同左派・右派)、それとも未来を日共の民主連合政府の議会主義に託する(革同)という道を選んできたわけである。

平和病院斗争においても然りである。このささやかな闘いに比べれば、はるかに激烈な団交や吊しあげ、長期スト・占拠を経験してきた労組活動家が、年末段階において脱落し、地区労の組合役員としての原則すら放棄したやり方を擁護している。例えばかれらは前借金制度についてこう云つていた。「賃金その他のことでゆずつても、この権利問題は絶対にゆずつてはならない」と。しかし、労基法違反を当然とする病院および医療資本の支配体制のきびしさにぶちあたると、しかも権力(検察庁)が白衣の監獄維持のためには法の番人たるベールなどふみにじつて恥じないというや、いつの間にか「斗争には妥協はつきもの。要求はかなりとれているではないか」と、二流三流の民同なみの論理をふり回すに至つたのである。

戦術問題についてもかれらは自らの経験を色々と語つてはくれた。

しかし、権力と病院資本の異常な弾圧体制のまえには、われわれは自らが直轄できる力量と、足らざるところは△組合―共斗委△の主体的飛躍をもちとることで補う以外はなかつたのである。組合運動を徹底的に闘う実績と意志をもつた古参闘士を中心に、地域的な左翼統一戦線を確立することだ。その人々の豊富な斗争体験は若いわれわれに無限の「戦術・秘伝を教えてくれるだろう」(共産主義者名簿20・陶山論文P二〇四)というわけにいかなくつたのだ。

われわれ反戦派が公然と労働運動に関わる場合、民同の戦斗的常識をある程度ふまえ、手を結ぶことは技術上ありても本質的にはできない。程度の差こそあれサヨナラする時がくるということである。従つて、あくまで斗いを勝利させるには、われわれが直轄する戦線の力―反帝統一戦線を労働戦線へと具体化した反戦派の地区的共同斗争機関の中味、方向性を問われ、そこに斗いの消長がかけられるのだ。日共が多くの中小労組に一定の力を保持しているのは、地区における民族民主統一戦線(民主連合政府をめざす)の力と展望に支えられていることを忘れてはなるまい。また民同が大して活動家をもつていないのに組合機関を押えているのはなぜか?同盟・J Cの場合、直轄に資本の第二労務課として。総評民同の場合は、実にささやかな(しかし資本主義社会の荒波にもまれる労働者にとつては大切な)改良の成果を資本からひきだすための、交渉を中心にした合法ルートの多くを握つてい

るからだ。それだけの位置を権力・資本から認められているのだ。

以上の検討からしても「日本労働者階級の主要部分は民同」社民の支配下にあり、かつ指導の下でたかひに立ち上るであろう。『社民と革命的左翼との統一戦線』は、この現実におけるわれわれの至上課題である」（岡山健一著『反戦派労働運動』P三六七）とし、具体的に三つの戦線をもつ（即ち①同盟・JCに對する左翼大連合、②この大連合を内部から破壊せんとする日共・スターリン主義に抗して社民本隊を革命的左翼がひきつける闘い、③さらにこの戦線から革命的左翼が登場するのを利用はしても統一戦線の対象としては否定する『右派プロソク』『革マル、構政諸派との闘い』といった主張が、左派フラクシヨンの論理―しかもその技術的、個別的な側面をさすがにすぎないことは明らかであろう。

われわれは、全人民政治斗争を、革命的左翼の各集団が独自の指導系列を労働戦線の中うちたてる―具体的には反戦委運動―ことをもつて、それをさらに反帝統一戦線へと結合させる中で前進させた。労働戦線においてもこの原則は当然あてはまる。陶山の主張はまず日共・社民とは明確に区別された革命的左翼自体の統一戦線の建設―労働運動における部隊の質、戦線配置―をぬきに、民同の戦斗性と影響力、敵の弾圧への対応から、直接に労働運動における統一戦線の方針をだすという誤まりを犯している。従つて、その中味が前出の①、②、③のように、きわめてその場

その場のプラグマチックなものになるのは当然である。それは陶山自身が「労働組合さえ党派系列にわれる現在、最も政治的意識の高い反戦派労働者が党派的に無色であるはずがない。日本の労働者階級は、戦後の特殊性をおえて、ようやく普通の政治から分裂―政治思想による団結の時代へ突入した」（共産主義者 20 P一九五）とのべていることも矛盾するものだ。

平和台病院斗争は、民同との訣別を戦術の無制限的エスカレーターや、街路斗争のスタイルのひき写しをもつて実現したのではない。

第一に、白衣の監獄解放という「基本要求」への執着であり（組合運動では「要求は何か」を限定し、それに応じて「だれが」「何を」やるかを具体的に提起することは原則）、第二に、執権な権力側の連合戦線に對するシ烈な戦斗を耐えぬく戦線配置であり、第三に、第一の要求を部分的勝利として資本に認めさせていくために必要な団体交渉、地方労働委員会をはじめとした、これまで民同がポナバツてくれた力の源泉―多くの合法ルートにもわれわれ自身の活動と闘いをもちこみ、保障してきたことである。労働戦線に不拔の影響力をうちたてんとするなら、われわれは第一、第三を何としてでも自らの指導系列（人脈）と活動でやりとげねばならないのであり、それを保障するのが第二の戦線配置―反戦労働者の地区的共同斗争機関の確立にあることは、いうまでもない。

第二節 今後の展望と

左派フラクの位置

それでは、ここまで到達したわが階級的労働運動の今後の方向および展望はどうか。平和台病院斗争の今後のさらなる発展と勝利のためにも明らかにする必要がある。

第一に、平和台病院斗争もその一つであるが、中小未組織など底辺からおこる闘いの重要な意義である。なるほど革命の戦略拠点は公労協および運輸、電力、重化学などの基幹産業であろう。だが、それをもつて常に革命運動の主力であり、革命主体と強弁するなら大独占の組織力を、そのまゝ自らの革命的組織性へとすりかえる、ごうまんな主張である。中小未組織は、資本の弱い部分であり、企業内の解決、労使慣行という姿勢が少ないため、総評はほとんどその組織化に成功していない。そして権利問題をめぐつてきびしい攻防が続くという現実から、われわれにとつてはふつうの組合の場合と異り、直接にわれわれの党派性と力量が問われるという点で現段階における重要な位置を担っている。とりわけ、革命的左翼が労働戦線における地区共同斗争機関を形成する上での役割は大きい。それは必ずや、他の基幹・戦略拠点の闘いをげまし、前進させる力となるのだ。

第二に、左派フラクの形成である。「今日でも労働組合運動の多くの分野で、この民同型組合運動の行動様式は残っており、有

効である」（同・P一九七）からだ。そして、多くの労働者がなお、社民 民同の系列化にあるとき、ここにおける左翼的分裂をわれわれががちとらぬ限り、反帝統一戦線の決定的飛躍と拡大もありえぬからであるのはいうまでもない。その場合、第一節「民同への評価」で明らかにした点を明確にふまえて、左派フラクは形成されねばならない。でなければ、組合運動においては、要求およびそのための行動戦術における一致をかちとる諸手だてをつくしてはじめて、闘いが実現できるだけに中途半ばなフラクは民同の左柱に転落するか一人よがりなものになつてしまう。異職における経験をふまえておくべきことは、左派フラクが組めることと自体、権力が民同を許している枠があるおかげだということだ。職場反戦を名のり、左派活動者会議を名のつて公然と活動できるのは、一人二人づつやつと地区反戦に結集する民間大企業の仲間比べて、闘いが進んでいるからではない。結局、民同左派を許容している労務管理、支配の強さが違うことにあることを肝に命じておかねばならない。われわれは、この残された合法領域をどんなに活用して、戦線への大衆的結集を果そうではないか。そのことが逆に第一の闘いを支え、今は半合法か秘密のうちにしか活動しえない民間の仲間の闘いを支えるのだし、その方向でやられぬ限り、意義はないのである。

従つて、具体的な配置としては、左派フラク内部にしつかりと地区反戦が組織され、ふだんに地区の政治斗争と公然化した階級

二に、この闘いが、組合を軸に「共同闘争委員会」という地区的共同行動機関によって担われる事で、敵側の全ゆる社会的権力を背景にした攻撃と対抗しえたのである。

組合―共闘委という戦線配置が形成されたからこそ、病院当局の「解決をひきのばし、組合を弱らせておいてから、力でたたきつぶす」という闘争の長期化・泥沼化に耐えうる力を身につけたのである。この闘いの中で、かち得た新しい教訓は、私達の古い常識をくつがえしつつある。

何故なら、反戦青年委員会メンバーですら、(権力や日共が作り出したデマが原因しているが)何か「反戦」のやる闘いと言え、政治意識の「高い」少数のメンバーが「過激な戦術」を駆使してやるものだという印象をもっている。

勿論、私達は、例え「少数」であつても、又「過激」と言われようと、権力に対してはひるむものではないが、この様な「常識」を尺度にするならば、私達の闘いには「はなばなしさ」もなければ、入管や世界革命に至る固い意志統一があるのでもない「平凡」なものでしかない。ただ、十ヶ月近くに亘つて攻撃に耐えぬき勝利に近づきつつあるのだという自負しかない。私達は、今、この闘いを、ふり返りながら私達の原動力とは何であつたかを問い返す時期に立ち至っている事を、痛感せざるをえない。

十数万円の学資を一度に返済しなければならず、多くの労働者が最低四年間も、寮にしばらくつけられて時間外労働や夜勤、日曜、休日出勤を強制されるのである。

ちょうど、女性の全人格を縛りつけた女郎屋と同然の「前借金制度」は、平和台病院では特に著しいとは云え、全国の病院、特に「開業医」制では当り前のように行なわれている。その際、労働の中心を担うのは看護婦であり、彼女らは「金の卵」ともてはやされる中卒から、医師会の経営する「準看護養成学校」に送りこまれ、病院内ではひと並み以上の労働を強いられつつ、通学―兼成されるのであり、一方で正看との差別―劣等意識を植えつけられ、他方で、この隔離された状況の中で、医師に対する徹底した隷属を教えこまれるのである。

「白衣の天使」という美名は、このむきだしの労働監獄を覆い隠す「イチジクの葉っぱ」として利用されるのである。

だが、どの様に労働者の権利を奪い、不満をおさえつけても闘いは始まる。発端は、二名の準看が着のままで夜逃げする事から始まった。「逃げる」事、すなわち消極的抵抗では、解決しない。「職場の状態―白衣の監獄を改善しよう」という鋭い変革意識に支えられ追いつめられた背水の陣の中から、夜逃げした仲間も含めて組合を結成し、無期限ストに突入したのである(十七年七月三十日)

平和台に吹きあげられた小さな炎に対して病院側の憎悪にみち

△「白衣」―労働監獄をおおいかくす △いちぢくの葉▽

平和台病院は、外科・内科診療を行ない、(スト突入までは)ベッド数三十八、外来患者一日約二百人という典型的な個人経営病院(開業医)である。元教育委員である父親が事務主任、母親が会計課長、兄が院長(外科)弟が副院長(内科)という同族経営である事からも、全寮制と「前借金制度」で縛られた病院労働者(看護婦・検査士・栄養士)は、阿部院長一族に対して人格的にも徹底した服従を強いられるのである。

労基法を全く無視した、時には四十八時間におよぶ長時間労働、医師法に違反した看護婦への業務のおしつけ、さらには時間外労働に対する院長家族の家軍労働のおしつけ、さらには時間外労働に対する賃金の未払い・・・という苛酷な労働条件が「白衣の天使」という美名にかくれて、日常茶飯事に行なわれていた。「学校で資格をとらせてくれる」と称する「学資貸与制度」こそ、労働者から退職の自由を奪いとり、そのような状態にとじこめる鉄格子であり、若い内に低賃金のまま使い捨ててしまうものである。

つまり「貸与金制度」を設けることによつて病院側は、これまで看護婦なら中卒、検査技師・栄養士なら高卒から「資格をとるために学校へ行かせてやる」という条件で要員を集めてきたのである。そして看護学校卒業後も引き続き二年間勤務しなければ、た攻撃が集中した。「飼いだに手をかまれた」(院長発言)とは、労働者の権利を奪い取り「白衣の監獄」に服従させる事で、巨富を築き上げた病院経営者の偽らざる本音である。

だから、彼らは、地労委の勧告を「紙切れ同然」と無視し、労働基準監督署が「基準法違反で送検」すると、「こんな事はどこの病院にでもある事だ」と開き直るのである。

問題は、まさしく「どこの病院にでもある事」―すなわち、現行の医療のもつ制度的ゆがみにこそあるのだ。だからこそ、平和台病院で燃え上つた小さな炎を、医師会―経営者協会が、全面的にバックアップしてもみ消そうとしているのだ。京都府警から労働運動専門の警備を加え、事ある毎にかけつけてくる県警本部―長田署の体制、五名の逮捕―二名の起訴、さらには、病院の労働基準法違反(前借金制度、時間外労働の強制、賃金の未払)には眼をつぶり不起訴としながら、他方で検事の陣頭指揮の下現場検証を行なうという、神戸地検の異例の姿の中に、何が何でも「医療」を表看板にした強大な社会体制 支配秩序を守りぬかんとする敵側連合戦線の意図が明白に浮びあがってくる。

医療のヴェールをはぎ取つた

労組の主體的な闘い

強大な権力と社会的な機構に支えられた「医療体制」の火山の一角として、十九項目の要求を掲げて始まつた私達の闘いは、恰

も象にカミツク蟻の闘いであつた。彼我の力関係はハツキリしすぎていた。

その上、医療の「もつ幻想的な公共性」福祉性が、私達の闘いを困難にさせた。医療の告発を続けている東大の高橋正氏は、或る書物で次のように言っている。

「強い雨風にうたれて歪んだ植物は、朽ちおれてしまわない限り、毎日を経て元の姿に戻ります。支柱をそろえてやれば回復は助けられます。」

薬も（治療も）注、岡谷）支柱のようなもので病氣から抜けただして回復し健康を保つという本質的な力は、われわれの体にあります。生き物の特徴づけている、この生きる力（治療力）を失つた時には、支柱も薬も全くサマをなさないので。従つて△薬で病氣がなおつた△と言ふのは少々おこがましい言い方であり、△治療力で病氣がなおつた。そして薬がそれを助けた△という方が正しいのです。」（保健薬を診断するP・12）

この様に、今日、医学知識を独占し特権化している医学会「白い巨塔」と製薬資本が癒着して、「医療と薬の神秘性」、物神崇拜をまきちらす事によつて、労働者を酷使する「白衣の監獄」、官利対象としての患者、という関係が成立しているのである。

「医の倫理・・・」を掲げた日本医学会総会が、森永と薬ミルク中毒の責任を如何に転嫁したか、又阪大不正入試事件に対する不信感にどのように答えようとしたのかに、それは明らかである。

人が語るように「八月二十五日の警官導入の時、病院のえげつなさをまじまじとみせられ、また、本場の警察の姿というものをみせつけられた。その時、私は、ここでくじけちゃいけないんだと思つた。そしてフアイトが出てきた」のである。

この時点から平和台病院闘争は、追いつめられて「ケツをマクル」闘いから、労働者を飼ひ犬扱いする病院経営者を逆に追いつめて行く闘いに転化したのである。

以後、幾度か、動揺と停滞はあつたけれども、組合員は、自分の闘いとして自覚し、「この闘いを闘いぬき切る以外に何もなくなつた」と断言しうるようになったのである。ストに入るまでは、新聞もろくに読まなかつた彼らが、三里塚を、入管を、沖繩を、共に「権力にしたいげられてる人民の怒り」として共有しうるまでに、自らを表現しはじめたのである。

「どうせいつかは崩れる。悪いのは共闘委だから、それと分断すれば」と、タカをくくつていた病院当局は、この組合の不退転の姿勢に対して全ゆる権力的手段を持ちださざるを得なくなつてくる。だが、逮捕や任意出頭による恫喝も、敵のペールをぬぎすてた正体を察知している組合員にとつては、何の効力もなく、却つて「悪アガキ」にすぎないことを明らかにしつつある。

病院当局社は、この「医療の神秘性」「病氣は医者がおすものだ」という素朴な信頼にあぐらをかき、「溺れる者はワラをもつかむ」患者の意識、（それは同時に、地域住民の潜在意識でもあつた）を巧みに利用して私達の闘いをおしつぶそうとしてきたのだ。当初七九月段階では、日共シンパのA夫人が先頭に立つて、「違反ストだから中止しろ」「広委員長を除外するなら病院と話をつけてやる」などと組合の分断を計り、更に組合と住民の話し合いの席上に病院側に聞かせる目的でテーパーコーダーをもちこもう等という茶番も存在した。

もちろん、組合の力は決して強くはなかつた。全員が十七才〜二十三才の男女で構成されており、これと言つた闘争の経験もなく労働法も知らなかつたメンバーである。「全員でやめよう、然しその前に闘おうとして」はじまつた闘いであり、背水の陣故の戦闘性はあつたが、どうしたら勝てるのか、又闘いを持続しうるのかについては、全く展望をもつていなかったのである。皆が「二〜三日で要求を受けられてくるだろう」と予想し、そして病院側の動揺を「胸のすくような氣」で見ていたのである。その甘い考えが、闘いが長びくにつれ「こんなにしても要求を受けられてもらえないのなら駄目なのは・・・」という失望感に転じ、幾度か脱落しそつになつたことは事実である。

だが、病院側が、組合を動揺させ一挙に闘争を破壊しようとして行なつた八月二十五日の警官導入が、逆効果に出た。組合員の一

医療の底辺の叛乱と共闘委運動

平和台病院闘争の極だつた特徴は、六一〜六二年の病院スト以来の医療労働者の底辺からの叛乱が、かくも長期に持続し、労働組合が闘いととも成長している点である。＊女郎屋同然の前借金制度＊としてスローガンに示されたように自らの置かれた状態のひどさから眼をそらすことなく一歩もひるまずに闘いぬいていった点である。

この労働者を飼ひ犬として扱う病院経営者に対し、素朴かつ単純な燃えたる怒りをぶつけた闘いの前には「医療」の欺瞞的ペールは次々とはがれていった。これまで多くの闘争で病院当局は医療労働のもつ職業的自覚から生じる人間的なやさしさ、「よき医療のため、患者のため」の職業的実践につけこんで「闘争すれば患者が迷惑する」の一点で、労働者の闘いを封じこめてきた。「患者を人質にした任政」の存在が、現行の医療体制の下で、労働者に対する驚くべき人格無視と重労働を押しつけてきたのだ。

私たちともに闘いぬいてきた県立のじぎく園の看護婦さんの闘いが、組合本部や日共によつて挫折させられたごとく、医療戦線での労働運動は、敵の「患者のため」論のペールをはぎとり、「患者を人質にした任政」に目をそらすことなく闘いぬかない限り勝利の道はないのだ。

この点において京都で開かれた「四・一八命を守り医療の荒廃と闘う人々と医療従事者の集い」は、自ら階級の労働運動との結合環を断つてしまい「患者の痛みを医療従事者の痛みとせよ」という告発運動へと傾斜した。「しかも南病院のバートの闘い（反帝労組・京都地方地域労組）に対しむきだしの権力として立ちふさがり、労働者を暴行し、泥棒呼ばわりする川合南病院副院長を呼びかけんとし事務局を設置するというオマケをつけてである」労働組合と並んでこの闘いの原動力として見逃せないのは、共同闘争委員会の存在である。当初共闘委の実体は、闘争の未経験な組合に智恵と援助の手をさしのべる支援的な団体であつた。地区労幹部や一部支援労組員が、そういう傾向を助長してきた。だが、先にも述べたように、平和台病院闘争は、十九項目要求を阿部院長に突きつけた闘いであると同時に醜悪な医療体制の根本的問題を突きつけるものであつた。病院の背後には巨大な連合戦線（医師会―経営協―警察―検察庁）が控えており四方八方からの小さな闘いをのみつくそうとしていた。

だから、地区労などのように病院の主張に負けて「前借金は撤廃できそうにない」と弱音を吐く部分は、この闘いを、企業内の特殊な力関係や利害にのつて、闘おうとしたのである。企業内解決を夢見、組合の「えらいさん」を派遣したり、形ばかりの「支援決議」でお茶をにごそうとしたのだ。

現に闘いぬいている組合の主体制を尊重するという前提の上で、「病院をつぶす気か」という権力 当局の言葉は、逆に、未成年労働者を四年間もただ働き同然でしぼりつける制度を何が何でも保持する（正常な状態とは、こういう内容だ）という彼らの本音を表わしたものである。これに対して私達は、少しも動揺はしない。病院をつぶしてどうなるものではないが、敵がその気なら最後まで付きあつてやらねばならない。白衣の神話がないと、病院が成りたたいのなら、なりたたぬ地点まで追ひこむ覚悟を私達が固めない限り、部分的な改善もえられないのである。退路なき闘い、ひたすらかちぬく闘いへと組合―共闘委の総力を集中し、狂乱化した権力の弾圧をはねかえし、病院当局を追ひこんで行かねばならない。

恒常的支援体制の構築と、新たな共闘委メンバーの獲得こそ、闘いの勝利の原動力となる。

総ての仲間達ノ闘争現場へ、平和台病院へ総力を集中しよう。

七一年五月一日

ともに討論し行動するものとして共闘委は結成されたのである。単なる外からの支援カンパにとどまらず「己れの闘いとして受けとめともに闘う」という階級の連帯の所産なのである。従来の支援団体は、傍観的位置に身を窮いた上で、自らの属する組織・地区・産別・企業別の差異に居直つたり逃げこんだりして闘争の支援者としての役割すら放棄する中で、企業の枠を越えて、労働者を賃金奴隷へ陥しられている現体制と、ラディカルに対決するという労働者魂に支えられてはじめて「共同闘争」が実現しえたのである。

病院の「医療」というペールをかなぐり捨てた階級的憎悪にみちた攻撃をはねかえしてのみ進みうる地点に私達の闘いは到達しているのだ。この苦しい十ヶ月の闘いをもにかちぬいてきた労働組合―共闘委の団結を、更に資本家階級との燃えたるような階級の死闘に勝利しうる主体へと高めあげていかねばならないであろう。

全力を挙げて支援体制を

組合―共闘委はあくまで団体交渉の中で病院当局が、誠意ある解決を行なうよう要求している。ところが阿部病院当局は五名の逮捕―二名の起訴―長期拘留と、私達の闘いをセンメツするため一切を投入してきている。

反革命統合医療体制と対決し

「白衣の監獄」を解放せよ！

大山昇

一年を越す平和台病院労働者の決起は「白衣の神話」と「患者を人質にした任政」の下に信じられない様な労働条件を強制されてきた病院労働者の実態「監獄」を明らかにした。そしてこの小さな炎は実は氷山の一角に燃え上つたばかりであり、「白衣の監獄」を維持せんとする医師会―大学医局―製薬資本の医療体制を揺さぶるまでには至っていない。

我々は、ここで医療の帝国主義的再編―反革命統合医療体制の全体的視野の下に平和台病院斗争を把えかえし、そしてこの医療戦線の闘いの敵対物 日共、医労協への批判と、我が反戦委運動内部の偏向を指適して行かねばならない。

(参考) ① 「青医連運動」(日本評論社)

② 「医療戦線1〜3」全国病院反戦連合

③ 「全日本医学生新聞」医学連中執

① 反革命統合医療体制への再編・確立

政府・独占資本の医療政策の基本的立場は破損した労働力を補修・再生産する事によつて再び生産関係へと送り込む事(「医療」)

であり、この全過程を「安上り」にしようとしている。そして他方では、日米共同声明以降の日帝の本格的なアジア侵略反革命の総路線の下に医療全体を再編しつつある。

それは、①経済援助の一貫としてアジア地域医療機構（A.M.O.）や沖縄南北センターの設置であり、医師会自ら語る様に「一八一九世紀にはキリスト教の宣教師が植民地獲得の尖兵として偉大な役割を果たした。・・・今日、日本がアジア・アフリカの後進国に経済的にも政治的にも進出し勢力を築いていく露払いを最も効果的に担えるものは、その役割を自覚した医療団である」（六五年 日本医事新設）という様な日帝の侵略反革命の「露払い」として登場しようとしている。北里大等の新設された医大・医学部は、この様な「医療協力」という名の侵略の尖兵たる「役割を自覚した」A.M.O.大学として作られている。又、防衛庁―自衛隊と直結した防衛医大の新設は生物兵器・軍事医学開発のセンターを意図している。②刑法改悪に伴う「保安処分」の準備で「政治犯 危険な常習犯」は「精神病質犯罪者」であるという独断の下に弾圧の武器とする。③医療費の八割が製薬資本関係に流れる現状の製薬資本との癒着を放置したまま、健保の累積赤字を患者（労働者）の負担に転嫁する七二年健康保険法の抜本改悪（それを生き取りした医師会）による一層の大衆収奪の強化。④医療労働者を専門化、細分化し、階層別に分析し対立させた上での労働の強化。特に看護婦不足は、その離職状況が五〇%近い事にみら

「社保拡充 福祉国家」の欺瞞的イデオロギーをふりまき国民統合を図りつつ、相互扶助原則という名の収奪機構の中に全地域住民・下部労働者を組みこむものであった。特に高度成長が破綻した六〇年代後半においては独占資本の産業基盤の整備とそれへの資金供給の為に、① 社保制度の整備という名目で保険金を飛躍的に増加させ、② 公共料金の値上げ等で、その財源を確保したのである。

かくして国民皆保体制以来、① 医療需要が増大したが、その医療費総額（年約二五〇〇億円）の八〇%が、製薬・器械・建設資本へ流れている事、② 年金制度が国家財政に不可欠の財源となっており、③ 然もこの年金・健保が企業別に組織される事で低賃金をおおい隠し、労務管理の一翼となつている等に見られる様に人民収奪機構として健保が確立されたのである。

だが、政府管掌健保が年々赤字となり、二〇〇〇億の赤字を出す中で、従来の国民皆保の構造―「基幹労働者―組合健保―企業内統合」と「中小未組織労働者―政管健保―国家統合」との分析の上に成立―が破綻したのであり、政府―自民党は、七〇年代健保再編に関する方針を発表したのである。それは七二年健保法抜本改悪として、組合健保、政管健保の実質的一元化を計り、黒字の組合健保からブルー化した資金を政管の赤字に補充し一層の国家統合を、おし進めるものである。この健保の統合によつて①より多くの国民諸階層を強制的に被保険者とし収奪対象を拡大し、

れる如く、若い内に使い捨てという様な苛酷な労働条件下におかれていた。⑤ 医療機関の統廃合を通じて大病院中心に再編成する事で徹底した営利主義を導入する。新病棟の増築・差額ベッド・更には保険点数をあげる為の過剰診療―過剰投薬で徹底して患者から収奪し、その診療の全過程を医療労働者への低賃金で維持しているのである。

この様に現行の医療は、日帝の総路線の下に国民諸階層を統合し収奪する「反革命統合医療体制」へと再編、確立されつつあるのである。

(2) 保険医総辞退―健保法改悪の露払い

六十年暮―六一年五月に全国で斗かれた病院ストに対して、医師会は「低賃金は政府の低医療費政策の為であり、病院経営者も又犠牲者である」として全面的に屈服し、他方でストの圧力も背景にして漁夫の利を得て、政府に高医療費の実現を迫つたのである。そして今また七一年七―八月の保険医総辞退という茶番を演じて、厚生省から物価・人件費のスライド方式による診療報酬点数制の改正等の妥協をひきだしたのである。

この厚生省との対立の様に見えるこの医師会のポーズの本質は何か。実際には政府の七二年健保法抜本改悪を生き取りし先行的に実態化したものすぎない。

従来、健保は、六一年池田内閣による国民皆保体制によつて

受診料の値上げ等による低所得者層の医療からの締め出しを強化するのである。

今回の保険医総辞退の本質は、将に、七二年健保改悪として進行する国家統合の先き取りをし、その意図を既成事実化し実態化する事で、社会保障審議会・社会保険審議会のヘグモニーをとり医師会の利害を守らんとしているのである。

この様に一方では病院労働者を劣悪な労働条件・低賃金の下に縛りつけ「白衣の監獄」を保持しながら、他方ではとくに開業医の利害を守るためには政府の健保改悪を先取りし、国民諸階層を国家統合・収奪の下に追いこんだ医師会の犯罪性は明らかである。

(3) 日共―民医連・医労協の犯罪性

日共―民医連・医労協は、この保険医総辞退―健保改悪―反革命統合医療体制を「左」から補完した。彼等は医療を賃労働―資本との無関係な「かわいそうな人達への奉仕」として超階級的に把握し、医療の矛盾は政府の低医療費政策にあり、従つて「働く人々のための医療」を実現する為「社保拡充」を要求するのである。彼らの誤りは、①「医師会も低医療費政策の犠牲性」という「低医療費 低賃金」論の欺瞞性を見ぬけず「白衣の監獄」の強制を許し、②保険医辞退の責任は政府であり、従つて「国民に実害を与えない」形で医師会と共闘するという方針であり、健保改悪の先行的実態化に加担して行つたのである。又「ニツパチ斗争」

の成果を、金銭面の問題にすり替え、売り渡して行つてゐるのである。

(4) 反革命統合医療体制と対決する 医療戦線の構築をノ

六〇年代において青医連―医学連―(部分的に)看学生の闘いとして展開された医療戦線の闘いは、それとは別個な地点から噴出した底辺からの叛乱―平和台病院・のじぎく園―に引きつがれてゐる。これらの闘いにおいて、医療労働者の闘いを圧殺する為に常に「患者に迷惑をかけるな。斗争に巻き込まぬな」等と、囂罵し「患者を人質にした任政」の下に屈服させて来たのである。この攻撃の前には、日共の「かわいそうな人への奉仕」「患者の為に」論は、のじぎく園斗争に明らかにな様に斗争の足をひっぱる妨害でしかない。

同様に中核派の「命を守り」論も又、医療従事者の告発運動でしかなく、実践的には何ら医療労働者の闘いとは無縁である。

ましてや、医局講座制解体を極限までおし進め、他の医療労働者諸階層との結合を模索しはじめた青医連運動の継承・発展の方向を「命を守る」という一点で結集できる良心的医師の連合体」に転落させるという主張に至つては論外である。

又、七／三―付けのフロント諸君のピラは、医療情勢の分析から直接に「反帝医療労働運動」としての平和台病院斗争の方針を導いているが、これは三点で誤りである。第一に平和台病院斗争

の力関係は労使の攻防にかかつてゐるのであり、階級的労働運動としての方針が先ず問われているのであり、第二に労働組合の、底辺医療労働者としての斗争の実感からかけ離れた医療情勢の論議であり、第三に、何よりも病院当局の労働者支配の環が「患者を人質にした任政」である事について何ら解明していない点等である。

我々が医療の全体構造を分析するのは、あくまでも、「白衣の監獄」解放を目指す平和台病院斗争が、氷山の一角たる事を明らかにすれば事足りるのであり、実践的には、医学連関西ブロックとの恒常的な交流を踏まえて、全医療労働者の共闘 医療戦線の構築をもちとる為である。

「患者の為に」論の欺瞞性・犯罪性は「白衣の監獄を解放する為に」及び「火砲二二号／五・一五集会へ結集せよ」を参照する事。

(補) 狂つた病院 〃 放火 〃 事件を演出か？

一九七一年八月七日

平和台病院労働組合
平和台病院共同斗争委員会

□ スト突入一周年に際し訴えますノ

七月三〇日未明、平和台病院で全きぎわくにみちみちた放火未遂事件が何者かの手によつて引き起こされました。

これについては、すでに多くの新聞、放送等によつて報道されています。だが、その多くは病院側・県警の一方的な記者会見にもとずいており、この事件をあたかも私達の手によつて引き起こされたかのような不当な印象をうちだしています。しかし、事実をよくみてみると、この事件そのものが病院側によるデツチ上げの可能性が多いにあり、さらにその後の県警の対応が、故意にこの事件を利用して弾圧を強めようとするものであることが感じられます。

この放火未遂事件は、私達が一年まえの七月三〇日未明、組合を結成しストライキ決議を行なつた、全く同じ時間をえらんで引き起こされているのです。私達がそのよく日七月三十一日、「スト突入一年突破・平和台病院斗争勝利決起集会」を計画しているのを知つた、きわめて悪質な挑発行為であることはあきらかです。

□ あまりにも奇妙な院長の言動ノ

三〇日当日の病院―県警の言動には、全く不思議なことがきわめて多くあらわれています。

① 私達が「ボン・」という発裂音と燃え上る炎に気づき、あ

わてて一―九番へ電話をしたりしているのに、院長阿部煥はあわてた様子もなく、深夜にもかかわらず、ちゃんと服装をととのえてすぐに出てきたこと。

② さらに、これまた普段衣を着た院長夫人は警察に「四階の寮から投げられたようだ」と証言し、私たちが「見ていたのか」と問えば「いや寝ておりました」と答えるという全く矛盾した証言・副院長勝手口に灯油が流れ、それを右鹼水で洗い流したあとがあること、等々・

③ また、長田署よりも先に、警備部課長を先頭として県警本部とその鑑識班がただちにやつてきてその県警本部の現場検証に組合側の立合いを拒否したこと。それがすんでしまつてから、長田署による現場検証にやつと立合うことができた。そののちすぐに、県警は記者会見をやり「地区反戦等過激派による病院側へのいやがらせの線が強い。その線にそつてまず捜査を行う」と全く一方的な態度を示していること等々。

これらは一体、何を語つてゐるのでしょうか。第一の結論はこうです。「放火」事件そのものが仕組まれたワナである可能性が大いにあること、さらに、この事件そのものをすでに労組・共闘委の弾圧に利用しているということです。

□ 一挙に挽回狙う病院当局ノ

明らかに今、この「放火」事件を契機に平和台病院斗争に対す

る大弾圧がもくろまれていたといわねばなりません。病院側は現在まで、無茶苦茶な不当労働行為を行ない、争議弾圧を企ててきました。昨年十月の、地方労働委員会の「不当労働行為をしないように」という実効勧告も、紙きれにすぎない。と無視し、不当労働行為の上ぬりを重ね、その地労委の審問は、いつおわるとも知れず延々とつづいています。

しかしこの間、地労委の席上、次々と不当労働行為は暴露され特に四月二八日審問廷での、川那辺院長秘書によるスパイ行為に對する抗議を、器物損壊罪で告訴・逮捕させた件、あるいは七月十七日に発見された電話盗聴の件等について、私達の原則的な闘いの結果、地労委が調査をおこなうことになり、病院側はその不当労働行為をまあおおい隠すことはできないところに追いつめられています。さらに一方では、争議の解決のために非公式ではあるが、地労委を通じて打診がつづけられており、病院当局はこれへの明確な回答を迫られているにもかかわらず、回答をひきのばし、あくまで組合ハカイの意図をつらぬこうとする病院側が孤立におこまれるという状態にありました。

この「放火」事件がこうした状況の下で、何者、かの手で仕組まれ、病院側はこれを利用して私達を徹底的に弾圧し、情勢のパン回をねらっているのです。

□ 医師会の支配を打破し、要求貫徹へ！

現在、争議の主要な焦点は「組合運動の基本的な諸権利を認めること。前借金・強制年限労働制度を完全に撤廃すること」というごく当然な、私達の要求にしばられます。病院側はあたかも私達が争議の解決をのぞんでおらず、斗争の為の斗争をやつており、病院ぶつぶしをめぐらしているのだという全くデタラメな宣傳をしています。とにかく病院側の主張は「私たち」が過激集団であり、争議解決をのぞんでいない」ということにつきます。しかし、事實はどうでしょうか？

院長一家・阿部一族！医師会が官憲を利用し利用されて、両者一体となつた弾圧が卑劣さとすさまじさを極めているにもかかわらず、組合共闘委をバラバラに分断し、根こそぎつぶしてしまおうという彼らの計画が成功しないために、さらにデタラメな宣伝を繰り広げ、他方より強力な弾圧を行うという悪循環を繰り返しているのです。しかしそれは、患者と医療労働者を喰いものにし、モウケと収奪のための医療にしがみつくとする彼らの悪あがきにすぎません。

私達は不正義を許しはしません。あくまで闘い抜きます。いつその強い支援と連帯を！

(補) 「新左翼」紙掲載記事への抗議文

一九七一年 七月三〇日

平和台病院労働組合

平和台病院共同闘争委員会

委員長

広

春

夫

共闘委書記長

宮

地

洋

二

新左翼編集・発行責任者殿

『新左翼』七月一五日号掲載記事に対する抗議ならびに撤回申し入れ書

『新左翼』一九七一年七月一五日号に特集として「平和台病院闘争によせて、中間的ペールの陰から、共闘ニュース五・二五号より」と題する記事が掲載された。

平和台病院闘争は、これまでも、全国の多くの党派・戦線・グループの機関紙・誌に掲載され、そのことによつて戦線の拡大と支援体制の強化が促進されてきた。

ところが、今回の貴殿による記事掲載ならびに記事内容は全く敵意に満ちた闘争妨害を目的としたものと言わざるを得ない。

スト一周年を迎え、病院当局―権力の側との攻防戦が二層重大局面にあり、更に、一方における病院側の和平折衝が微妙な要素をはらんでいる現時点において、貴殿が行つたこのような記事掲載は、闘いの局面に重大な影響と大きな損失を与えるものである。このため当組合・共闘委は、この記事掲載についてそれぞれの独自会議ならびに合同会議を繰り返し開催し、正式の機関決定として次のとおり確認した。

一、この記事は当組合への本人からの通告によつて元共闘委メン

バーで、闘争の初期に自ら戦線を離脱した岩井武治の作成したものであることが明らかである。

二、掲載記事の内容について

① 記載されている事実には多くの重大な誤りがあるばかりか、共闘委ニュースをわざわざ「共闘ニュース」としていることはじめ共闘委ニュースからの引用の殆んどが筆者あるいは掲載者の都合のよい様細切れにした上、為にする歪曲をもつて使用されており、事実を批判するというのではなく、批判しやすいうように事実をねじ曲げた上で批判するという全く批判のための批判ではない。

② 当組合・共闘委と他団体との関係について当組合・共闘委が全く不知である事実経過が記されており、また一方組織防衛上、当組合・共闘委が部外秘としている事実についても事前の承諾もなしに手前勝手な解釈を付与して公然化させており、この間の警察・病院当局の言動と相関させて考えれば、敵対行為であり、敵を喜ばせるための文章である。

③ この記事の筆者は、共闘委メンバーとして加つていた闘争初期の時点でも「ストライキ反対」などという意見を表明したことはあるが、連日の門前集會をはじめ病院当局・警察に対する抗議行動等に参加したことはない。このことから「口は出すが行動はしない」という筆者の行動形態が明らかであるが、この記事は特に自らの責任をもつてこれまで平和

台闘争にどのように参加あるいは共闘し今後どのような方向で闘争を進めるのか全く明らかにせず、ケチのためにケチをつける評論家の文章としか言いようがない。

当組合・共闘委はこれまでも自らの主体的責任を明らかにした批判や意見については、それに耳を傾けると共にそのような異なった視点からの意見・注文が一層提起されるよう求めてきた。それによつてこそその政治的路線や、革命運動には、多くの相異点をもつ各組織グループ・個人が共同闘争委員会を結成し、持続させ闘いぬいている事ができるのである。

すなわち、この記事の筆者のような口先だけで闘争をやらうとする無責任な言動は、当組合・共闘委の結成・運営と根本的に相反するものであり、ひいては平和台病院闘争の存続そのものを否定する許されざるものである。

三、記事の掲載方法について

① これまで、商業新聞以外の新聞、機関紙・誌に平和台病院闘争に関する記事が掲載される時は必ず掲載責任者から当組合・共闘委に対して事前の連絡が行われてきた。

ところが貴殿からは、事前連絡がないばかりか「読者からの投稿」記事であるにもかかわらず又、その内容が当組合・共闘委に対する全面的批判文であることが明らかであるのに、貴殿から事実を確認するための一片の問い合わせすら行われていないことは、この記事に関して貴殿も全面的に責任を負っていること

とに他ならない。

② またこれまで他に掲載された記事は現地取材もしくは当組合・共闘委の報告、訴え等を併載されていた。

そしてその記事掲載は、現地の行動への参加、カンパの結集・報告集會の開催・支援組織の結成などを促進させるために行われてきた。このことは他の闘争に照らしても闘争現地とその闘争を宣伝する組織、個人との原則的な関係であると当組合・共闘委は考えている。

ところで貴殿の記事掲載の目的は何であろうか。闘争にケチをつける目的以外に何も読みとることはできない。

③ 当組合・共闘委代表が「新左翼」七月一五日号を入手後直ちに電話で貴社に抗議を申し入れたところ、七月二六日には「読者からの投稿をそのまま載せた。あの記事が『新左翼』としては、現在平和台闘争について勉強中である。」との回答があり、七月二七日には、「あの記事内容に問題があるとは思えない。闘争を妨害したり傷付ける点は全くない。」と趣旨の異なる回答が行われた。

このような、あいまいかつ無責任な態度のみならず掲載記事について当該組合から「権力・資本との攻防の最中にあのような記事が掲載されるのは、闘争の妨害になる。」という切実な申し入れに対し、貴殿が自ら積極的に現地に趣き、事の真相を調査しようとしないう態度は、斗いの厳しさと、闘争現地の切実さを無視し

闘いを阻害する以外の何ものでもない。

以上のような確認を前提として当組合・共闘委は、貴殿がもし階級的良心を保持するならば、直ちに次の措置を取るよう申し入れる。

記

一、当組合・共闘委に対し特集記事の掲載およびその内容について筆者と共に平和台病院現地において釈明を行うこと。

二、『新左翼』七月一五日号を直ちに回収すること。

三、『新左翼』次号に謝罪文を掲載し、記事の撤回、訂正を行うことに直ちに配布すること。

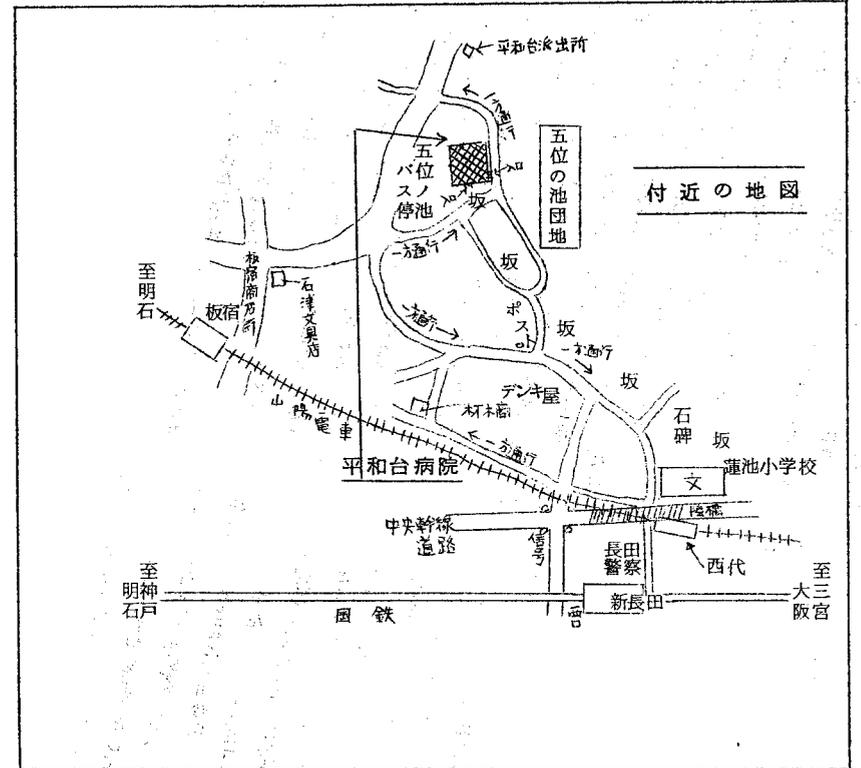
以上

Ⅱ 地区反戦と平和台病院斗争

- ☒ 平和台病院闘争の深化をかちとり
 医療の帝国主義的再編を粉碎せよ！
 「共闘委」運動の更なる飛躍を！
 —組合の「常識」を破る闘いを—
 病院の卑劣な炊事場閉鎖をはねかえし
 今こそ労組—共闘委の底力を！
 のじぎく園闘争の更なる飛躍と
 運帯を勝ちとれ！
 権力の全面的弾圧を許さず獄中の二同志を奪還せよ！
 五・一五集会に総結集しよう！
 平和台病院闘争「五・一五決起集会」の
 意義とさらなる飛躍への道
 階級的労働運動の全面的開花めざし
 「スト突入一年突破、七・三一総決起集会」の圧倒的成功を！

（「火炮」四号七〇・九・三）
 （津田文章七一・一・一〇）
 （「火炮」八号七一・一・二四）
 （「火炮」一二号七一・五・一〇）
 （「火炮」一三号七一・六・一二）
 （「火炮」一四号七一・七・二四）

全ての闘う仲間は
 闘争現地へ結集せよ！



（住所） 神戸市長田区平和台町1丁目13の2

（TEL）078-691-9216

平和台病院闘争の深化をかちとり 医療の帝国主義的再編を粉碎せよ！

「火炮」四号より
七〇年九月三日発行

八月二八日付神戸新聞が報じているように、長田区五位の池の平和台病院において、七月三〇日より看護婦、栄養士などが労働組合を結成、いよいよ今日まで一カ月以上にわたる無期限ストライキが続けられている。同病院は三年前には二十名の看護婦がいたが、今は半数が退職、しかもこの間に四階建の新館が増築されている。こうした中でついに病院に働く人々の不満は爆発。看護婦の増員前借金制度同様の奨学貸付金を帳消にし退職の自由を認めよ、寮の自治など十八項目の要求でストに突入したのである。これと同時に、金屬、県職、地区のグループを中心に共同斗争委（責任者・宮地氏）をもち、斗いを支援することとなった。

病院側は最初「労働法違反のストだから団交には応じない」と回答を拒否していたが、八日から戦術を変更、要求の基本をはぐらかした短時間のノラタラ交渉で組合の弱体化をはかるという対応をしてきた（これには地労委の全く経営側にたった不当な介入が大きな力となっている）

また組合員と共同斗争委メンバーとの分断、斗争破壊をねらって二十日、二五日と二度にわたって官憲を導入したのである。この初步的なものを忘れるまでに総評の形骸化は進んでいる。

□ 医療体制の帝国主義的再編を許すな！

支援要請にも示されている通り、この闘いは特殊・平和台病院のことではない。大学の医局を頂点とする日本の医療体制の矛盾がふきだしたものだ。大学斗争の発火点となった医学連、青医連の闘いは「白い巨塔」の現実を根底から揺らしたのである。また公立病院の看護婦を中心とした「夜勤は少くとも二人で、月八日以内」に「二・八斗争はこれまでの医療体制の矛盾が看護婦の犠牲によってごまかされてきたことを告発した。

だからこそ逆に病院当局は、医師会、県当局、権力を総動員してこの小さな組合に対抗してきたといえよう。そして日共の「反革命」以下の「スト破り」としての登場も、どんな小さな医療労働者の反抗も非妥協に斗われるなら、日本医療体制とその帝国主義的再編に対する永続的斗争になっていくことへの恐怖なのである。

われわれのこの闘いに対するかかわりはなお外在的であり、かつ個人的レベルに止まっている。闘いの長期体制を支える物心両面の支援を、地区反戦の全ゆるルートから集中することからはじめなければならぬ。当面、われわれのかくたく目標は次のよう設定されよう。

① この間の医学部・大学病院における医局解体斗争への徹底した弾圧、看護婦不足を口実とした保助看法の改悪、看護協会の

のような病院、県地労委、権力の態度に、組合側は戦列をたてなおし、徹底抗戦の体制を固めている。

われわれ神戸地区反戦は、能勢ナイキ基地阻止・叛軍キャンプ、入管斗争の準備に全力をそそぐ中で、一定メンバーをこの斗争におくりに地労委への抗議行動、八／一三地域集会などの組織化に先頭をたてて闘ってきた。この一見ちっぽけな争議にかかわる過程で、しかし日本労働運動をとりまく状況はクッキリと明らかになってきている。

共産党は看護婦さん達に「私たちのことを聞けば病院とうまく話をつけてあげる」と周辺の民商のババア連をつかって自民党の地域ボスそこのけの煽喝をし、拒否されるや病院当局とベッタリ協力して「違法スト」とのしり斗争妨害に全力をあげている。かれらのいう労働運動が「労働者階級の革命的団結」をめざすものではなく、票をふやすための合法機関として労働組合を系列化する代物でしかないことを自己暴露している。公明党もまた同様である。

そして民間総評の対応は「労働法に違反したストじゃねー」というように、元々重宝産業（電気・水道・石炭など）労働者のスト権を大きく制約することを狙った「労働法」の「十日前のスト予告義務」に対する現実の運動の反抗に、法の常識で対処しようとしている。しかし、元々労働運動とは非合法なものであり、それを荒々しい闘いによって資本家に認めさせてきたものだ。こ

反動的対応にみられるように日本医療体制の明白になった「危機と矛盾」を、あくまで医者を頂点とする支配機構を堅持しつつ医療体制の帝国主義的再編成をもつてのりきろうというのが政府・資本のうごきである。ギリギリの要求すら拒否する病院当局の背後にあるものに對し、しっかりと認識をみんなのものとすることである。

② 第二に、この認識を単に理念や言葉でなく、大学―公立病院―民間をとわず、当局側のはりめぐらした支配の網の目をかいくぐり喰いやぶり（医局解体―帝大解体ですすんだ）医学部青医連の斗いの意味を全ゆる地点におしひろげる「医療戦線」の中核をつくりあげることである。個別個別の闘いの成功、失敗あるいは高揚、沈滞に左右されず、反帝統一戦線の一翼として医療労働運動をまきく主体への飛躍である。（具体的には、民間―県病―市民病院―神大・医をむすぶ共闘の緊密化となる）

以上をふまえた上で具体的方針としては、(1)斗争形態（長期スト）と主体的条件とのギャップを早急に克服すること。組合内における「斗いの意味」についての討議を深めると共に共同斗争委の人的・財政的物質力を強化することは焦眉の課題である。(2)全ゆる医療関係への宣伝と合わせて、団交を拒否する病院当局との対峙関係（ヤマ場）をつくりださねばならない。現在病院側は、入院患者をほごなくすこと―夜間診療の再開へと動こうとしてい

る。これは経営を縮少し外来だけで経営続行↓組合のつかれ待ちを狙うものだ。われわれは総力をあげて、内と外の体制をかため、神戸の一角にもえ上った医療労働者の反逆を医療戦線の全分野へおしひろげる。それがまた、地区反戦運動の新たなすそをつくるものである。

▽全力をつくして門前での早朝集会(八・四〇〇九・三〇)に参加をノ
▽仲間から支援カンパを集中せよノ
▽共同斗争委へ結集せよノ

△支援先▽ 長田区平和台一丁目十三の二

平和台病院労働組合(広春夫委員長)

TEL (六二)三一五六

△抗議先▽ 平和台病院々々長 阿部 煥

TEL (六一)六一五五

長田区細田町七の三 長田警察署

TEL (六一)二二三六

「共闘委」運動の更なる飛躍をノ

―組合の「常識」を破る闘いを―

(七一年一月一〇日)

津 田 文 章

はじめに十一月以来、われわれ地区反戦は平和台病院斗争に対して、それまでの個人的なかわりから共闘委への組織的な参加、十一月中旬市内病院一斉ピラ入れ、十一・二三地労委審問への動員、地域の組合オルグ、それらの集約的表現たる十二・八決起集

会への結集(八〇名中過半数)これらのとりくみを通じてわれわれは、斗いの長期化医療体制との直接的対決、民間の全くハレンチな斗争破壊策動に対し、組合―共闘委の戦線を支える一翼を担ってきたのである。しかし、火砲八号で明らかのように、今や事態は決定的に共闘委の真価をノ共闘委が本場に「共闘」委なのかどうかをノを問うているのである。

(1) 平和台病院斗争の広く深い性格

この平和台病院斗争はそれ自体とりだすなら、一〇名足らずの組合と個人経営の病院当局との斗いにすぎない。しかし、実は平和台病院労組が相手としているのは、単に阿部病院だけでなくその背後にある医師会、大学病院公立病院の力なのである。そして現在の医療体制の覆敗しつづいた危機的現実との斗いであるのだ。たしかに医療労働運動において、こうした長期スト、しかも民間病院でのそれはめずらしい例である。共闘委という地区の仲間を直接結集しているのはなおさらのことであろう。けれどもこの斗いは、いわば起るべくして起きたともいえるのだ。これまで医師会は、この強大な組織力(選挙をみれば一目瞭然)と国家権力を利用して、このことにより、医療労働者、とりわけ看護婦に対する絶対的な支配力をふるってきた。

このことは、すでに腎医連などの運動によって日本医療体制の頂点にある大学病院が「白い巨塔」であることが明らかにされて

きたのであるが、そのすそ野にある多くの大病院、公立病院においても事情は同じであった。そこでは病院当局は、経営者として徹底して利潤追求を行なうだけでなく、その事実を知的、技術的過程の独占的権威としての医者地位をつくり出すことによっておし隠し、かつ最大限に利用してきたのだ。平和台病院では、そうした状況はとくに著しいのだが、根本的には同じなのである。医学の東大といわれる聖ルカ病院で、一人夜勤の危険さを訴えた看護婦が「患者に不安を与えた」として懲戒処分され、二人夜勤の要求が圧殺されるか逆にさらに労働強化へのテコにすりかえられていくという大病院の現実。

こうした中で多くの医療労働者は「職場からの逃亡」という最も消極的な抵抗をもって応えてきた。県立病院の例一つとってみてものじぎく園が病院としてやっていけるかどうかの瀬戸際においてこまれ、新設されたばかりの子ども病院でも、看護婦の退職が著しいものとなってきている。(今マスコミでも騒がれている医療の危機の一現象)消極的抗議は必ずや組織された反乱となつて吹き出す。そしてそれは、五位の池平和台の一角にもえ上がったのである。従ってまた、平和台の仲間たちに対して、医者達の憎悪と恐怖にみちた攻撃が集中したのである。明治以来、国家と資本の夢請のもとに、白い巨塔||白い監獄の支配体制を堅持し、知的、技術的エリートとしての権威を誇り、医療労働者を医者や病院の付属物か「飼いだ」同然に支配してきた足元から火の手が

あがったのだから。その際、患者は「医療投資」の単なる「対象」か「実験台」であり、そして医療労働者の当然の叫びを抑えるためにかっこうの「ダシ」として扱われてきたのである。

大きな争点となり、十二・十八付で労基局が告発した「前借金制度」にしても、病院は、大病院、公立病院でも同じことをしているからかまわぬと居直り、医療体制の一翼を担って自らの階級的(ブルジョア的)任務と、法律など自らの思うままという本音を露骨にうちだしている。平和台病院斗争の広さと深さ、共闘委の結成は正しく、この点に根を有していたわけである。

(2) 階級的労働運動における教訓

だからこそ病院側は、がん強に要求をこぼみ、ノ労組―共闘委ノを解体することにまず何よりも全力をあげてきた。炊事場閉鎖はその頂点である。ところで、われわれはこの年末年始にはじまった暴挙が、明らかにになった監獄制度||前借金を聞にはうむるためがあきであることを押えるとともに、われわれの側にもそれを許す弱さがあったことを痛苦をもって指摘せねばならない。病院労組の加盟組織であり、交渉参加団体でもあるところの地区労は一貫して「この争議は変則的。第一に医療体制変革などとは切りはなすべし。第二に共闘委が存在する限り解決できぬのでは。」という発言を陰に陽に行なってきた。この誤まりは明らかである。第一に、病院自らが医療体制に居直っている現実、組合にかけ

られている圧迫の力から目をそらして要求や争議の前進を考え。第二に共斗委が組織されなければ、組合も問題の明白化もありえなかったことを無視し

第三に従来の総評のまどからのみ闘いをみている。ということである。口先はどうであれ、殆んどの組合は、当局にとても労務管理上あった方が都合がよいという枠の中(それ自体が悪いのではない)で一定の戦闘性を発揮してきたにすぎない。敵の矛盾をつき、当局側も又、直接、医療体制の力をもって臨むシレッと闘いは組織できないのだ。こうした地区労の態度が十二・八の段階では「もう交渉でつめるだけ」といい、続いて十五日の交渉で病院側から「もうそろそろ共斗委と手を切つては」という内政干渉もはなはだしい発言をされると「前借金に見込みなし。交渉からおける」という労組役員としてすら許せない裏切り行為を行ってきたのだ。(これがいかに組合を困難に陥し入れるか、少しでも組合活動、団交を経験した人なら誰でもわかることだ。)

このような民間幹部の事実上病院側と軌を一にした態度が病院側につけ入るスキを与えたことをわれわれは、目をおうことなく直視しなければならぬ。前借金問題は明らかに労基法違反である。ただし、労基法はもともと労働力の円滑な再生産を保障することを狙ったものであり(目先をゆずって大きくもうける)つまり、経営者も認めたものである。しかし、△絶対ゆずれない▽と

ばならぬ。組合員と共斗委の関係も今こそこの水準を同質的にかちとらねばならぬ。そこそが勝利へのカギであり、展望である。(報告会もこの観点から組織されたい)以上の点は今後とも、共斗委内部でわれわれ自身も含め厳しく点検されねばならない。

病院の卑劣な炊事場閉鎖をはねかえし

今こそ労組―共闘委の底力を!

〔「火炮」八号 七一年一月二四日発行〕

五ヶ月余の長期ストライキを共斗委(共同斗争委員会)に結集する地区の先進的な労働者の支援のもとに持続し、新年をむかえた平和台病院の闘いは、今、重大な局面をむかえている。

即ち、官公庁が年末、年始の休みに入るときをねらって、病院当局は炊事場のガス栓、電燈をきり、さらにはドアも閉鎖するという暴挙にうってでたのである。ふつう、労働組合運動の合法的常識からするならば、たとえ経営者側が全面ロック・アウトを行なうとしても、組合事務所や食堂などは除外するものである。平和台の場合は通常の長期ストであって、ロックアウトはされていない。しかも組合員は全員、病院の四階で寮生活をしているのであるから、炊事場の閉鎖という、このとんでもない「お歳暮、兼お年玉」は明らかに組合員の生活そのものへのぶちこわし攻撃で

いうのも、△経営者自身も認めている最低線なんだから▽というレベルで言われるなら一度それをもふみにじってはじぬ医療資本とその支配体制のきびしさにぶちあたると崩れてしまう。はじめ共斗委に参加しながら事実上民間路線に屈していった一部の仲間がまさにその好例である。

ここからわれわれは一つの教訓を導びくことが出来る。われわれ反戦派が正面から労働運動にかかわる場合、社民や民間の戦闘的常識を一定ふまえ、手を結ぶことはテクニク上あり必要としても本質的にはありえぬ、ということである。なる程陶山健一が言うように春闘の際、良心的、戦闘的民間、社民との共同行動はありえよう。しかし、根本的に反戦派が正面からとりくみ闘い抜く課題においては程度の差はあれ、彼ら民間と△サヨナラ▽する時がくるのである。平和台闘争においても、現実の試練はわれわれも、又産別反戦の活動家、良心的幹部をもふるいかけたのだ。共斗委の真価が発揮されるのはここからである。自治労や大病院なら組合レベルの取引や一方的な矛盾のシワよせでごまかされていたものが、ここではさげすまなくつきつけられる。七名の組合員と共斗委の直面する困難、苦しみも、闘いの意義も又そこにある。

△共斗▽とは何か? 組織、地区、産別の差をこえてそこでの闘いを「おのがたたいとして受けとめ」やりまわることである。地区共斗や医療戦線は最低限大衆的にはこの確認の下に展開せね

あるわけである。これに対して病院内では、全ゆる場所へ抗議どら、ステッカーをはりめぐらし、抗議坐りこみなど暴挙糾弾のたかいかい連日くりひろげられている。

ここで、われわれはなぜ病院側がこの常軌を逸した攻撃を行なったか、また、それが結局はどんな結果になっていくかを冷静に見通しておかねばならない。(最大の要因は、十二月に入ってから、これまでのねばり強い、多くの欠陥と限界はあるが) 闘いによって、この平和台病院斗争のもつ意味が余すところなく明らかにされたことである。神戸新聞がきわめて政治的に「医療体制粉砕を叫ぶ共斗委の存在によって争議が泥沼化」と宣伝してきたのだが、逆に、組合のギリギリの要求(二人夜勤の実現、前借金制度の廃止など)を病院当局が「それは医療体制にふれるから、認められない」としてきたことの中にこそ、この長期争議の本質があることが明白になってきた。十二・十八付の朝日新聞の報道にもあるように、西神戸労働基準監督署が病院当局を前借金制度などが労基法違反だとして告訴したことはその一つのあらわれといえよう。

かくして当局病院は、「基準監督署が違反だといっても、他の公立、民間大病院でもやっている以上違反でない」(十二・十八朝日談話)と居直り、これまでのように、交渉をダラダラと行なう中で闘いの消滅をまつのではやっつけていけず、組合員の生活そのものへの攻撃によって組合をぶつつぶし、問題をヤミの中へウヤ

ムヤにほうむろうとしているのだ。しかし、こうした思い切った手段に訴えたことは逆に病院側の焦りを示すものでもあるし、また病院にとって命とりにもなりかねないものでもある。われわれは、この病院の企てを徹底した糾弾行動、実力行使、合法手段の駆使をもってうちくつき、逆に斗争勝利への展望を確実にすることが大切なのである。心に激しい怒りをもやし、しかし頭はクールにして組合の仲間とともに地区反戦の力を病院当局に集中すること、何よりもまずでに組合事務室まへのすわりこみと全面的に体制をかえた。さらに共斗委傘下の各団体へも組合員一人一人がオルグに回り、決定的局面を迎えた平和台斗争への結集、支援を訴える体制をとっているのである。われわれ神戸地区反戦、叛軍共斗(連)に結集する全ての同志に対し、次の任務を提起したい。すなわち、

- (1) 各自の持ち場で平和台斗争報告集会を開くこと。(とくにカンパを集めた所は必ず開くこと。人数の多少にかかわらず、組合からのアピールにかけます)
- (2) この斗争にかかわった全ての団体、個人を総結集し、この間組合独自の闘いにゆだねられてきた病院当局への反撃を共斗委の全力をもって開始することをめざして、きたる一月二十九日、スト突入半年突破決起集会が開催される。この集会を圧倒的に成功させることである。
- (3) 以上の行動とあわせ恒常的に病院へメンバーを送り、一・二九

前後から開始されるべき総力戦に最大限動員をかちとること、以上である。
「スト半年突破」一・二九平和台病院闘争勝利総決起集会」へ
結集せよ！
一月二十九日(金) 六〜九時
神戸労働会館(元町下車、県庁北西)

のじぎく園闘争の更なる 飛躍と連帯を勝ちとれ 「進撃二号」七一年四月一日 兵庫 県職員 反戦

二月二十二日、のじぎく園の看護婦はついに立ち上がった。しかしこの闘いの根源性とそれの他病院への波及を恐れた当局。組合本部は野合して闘争の圧殺にのりだした。そして今は闘いがつ迷と閉塞状態が襲っているかのようだ。われわれはこの闘いがつきつける根源性、医療矛盾と、なぜ本部が反労働者の反革命的な格を露呈せざるをえなかったかということ、そしてわれわれ反戦派労働者はいかなる立場にたたねばならないかを、現在もなお八ヶ月の無期限ストライキを貫徹している平和台病院労組・共闘委の貴重な体験をふまえつつ明らかにしていかなばならない。

▲闘いは必然であった▼
医療と施設といった二つの性格をもつじぎく園は、県行政の、

医療の最も凝縮された矛盾を含んでいた。県立病院においては、「独立採算制」といった利潤追求制度によって、大学病院を頂点とするすべての医療機関とまったく同様に、患者を労働力商品所有者として市場に還元させ、あるいは実験材料にするといった、徹底した収奪の体制を構築している。さらに加えて整肢施設というのじぎく園の性格は、精神病院光風寮と同じく、利潤追求の資本主義的医療からはみ出した、しかし国家的秩序の維持のために社会的夢請を最低限に糊塗していかなければならずそれゆえ社会の(そして家庭の)厄介者||アウト。サイダー||「労働力商品としての失格者」の収容所へと不断に化していくのである。

このような腐敗した体制にあって、下層の看護婦労働者に最も矛盾がしわよせされてきた。そこでは過酷な労働の強制(定員の1/2一人夜勤月十四日)と、無資格者の無差別的使役による危険性の助長と、さらに、医者と看護婦の間には階級的階層的差別||支配。被支配関係が厳然として存在し、非和解的対立をもたらしている。のじぎく園は最も弱い環であるが故に最もラジカルに爆発した。そして一旦自らを賭けて起ち上がった労働者(看護婦)は支配者(当局||医者)のあらゆる醜い姿をも見してしまったのだ。もう幻想への道は閉ざされた。(テニスなんて、もう……)

▲組合本部はいったい何だったのか▼
闘いは三月一日県会で問題になってから一挙に表面化した。(しかし、民社・共産の発言は「子供を人質に……」「看護婦不足が

……」といった、闘争主体をまったく無視したものだ。)ボス交で話をとりつけようとした組合(執行部)は、二月二十二日の山猫の(年休・職務ボイコット)闘争以来、一挙にその反動的な性質を暴露した。勃興する労働者の自然発生的エネルギーの一切を抑圧し、欺瞞的な選挙に全力を集中してきた組合にとって足元のぐらつきは徹底したアンチ。テーゼとして反映したのだ。

こうして闘いの他病院への、そして地域への波及を恐れた組合は、当局と密通を重ね、この闘争の「のじぎく問題化」へと封殺をはかってきた。そして三月五日、当局(衛生部。病院)と組合(本部・分会)の団交において、当局と(それを承認した)組合は、「応援勤務はギマン||子供たちのために十分な看護せざるをえない」という闘争主体の後退によって反動派の逆転劇に終わった。

この間組合は当局と一体化し、この闘いの一切の他病院、他支部への宣伝。オルグを封殺し、阪神支部反戦派。こども病院反戦派への統制を加え、そして当局の徹底した監視体制と恫喝等々を許容してきた。彼らの、われわれ闘う労働者に対する敵対は、吏員撤廃闘争(二・一決起)以来まったく露骨になった。なぜなのか。労働者の切実な要求||闘いが当局の基盤を揺がすほどの根底的な可能性を秘めていたためだからだ。労使慣行を破ることは、自ら当局の枠内||基盤を分かちつことを要求されることであり、もはや権力とのいかなる分岐。対決の軸をも有しなくなった民間||

社会党の必然的限界である。彼らはたとえ、いくばくかの議員をかつき出したとしても、ますます、第二労務課の位置へ、そして帝國主義的労働運動（排外主義の道）へ転落していかざるを得ないのである。（日共）民青も然り、彼らの場合はセクト利用主義一切を誤った民路線へ引き込むだけにより悪質である。）

△連帯の絆をどこに求めるのか

「看護婦は聖職」「白衣の天使」「ナイチンゲール精神」これらはまったく支配者による虚偽のイデオロギーにしかすぎないと、しかもこの幻想の職業意識をめざすことさえ閉ざされてしまっていることを自らの生活体験の中から告発していくことが問われている。（f、千葉大採血ミス事件における看護婦の告発）さらにこの闘いは肢体不自由児を家庭の厄介者とし、せざるをえない父母との思想的闘いをも不可避とさせる。

資本主義体制下の医療矛盾との根底的対決、そして賃金奴隷の自己解放の闘い——これこそわれわれの最も原則的な連帯の絆である。闘いは主体の変革であり、人間性の奪還である。すべての闘う労働者の立場に立ち切るのは、そして普遍化した階級的労働運動を領導しうるのは、われわれ反戦派しかいないということを確認しよう。

大胆な一歩を踏み出した先進的なじきく園看護婦一人一人と語り合い、闘いの中に自らを位置づけること、広範にねばり強く当局・組合の反動性をバグロ宣伝していくこと、闘いの炎を他の

それぞれ三十・九十・四十・一五十名が結集して抗議行動を展開、同時に院長、副院長とその楯の役割を果している非組合員、一部患者に対する執拗な抗議、説得活動を連日くり返すことによって、敵のもくろみを全くムダなものにさせつつある。

われわれは病院—権力の弾圧体制のすさまじさをしっかりと見ておく必要がある。京都府警から労働運動専門の警備を加え事あることにかけてくる県警本部—長田署の体制と、病院の未成年者に対する前借金制度・時間外労働の強制を不起訴処分とする一方、検事が現場検証にあらわれるという神戸地検の異例の姿は、これらの今後の弾圧体制がいかにきびしいものであるかを示している。

それは平和台病院斗争がこの間大きな前進をとげたことの逆の表現でもあるのだ。第一に、病院当局は二月十八日の団交再開いらい昨年同様に解決のかまを全くもたずダラダラ団交のくり返しとウラでの不当労働行為によって斗争の空洞化と組合員の消耗を担ったのであるが組合—共闘委の戦列は一カケラの幻想もたず、断乎とした追及と糾弾、ステはり、自宅へのおしかけ等、一層の闘いの拡大をもってこたえた。焦った病院当局は警官導入を行なわねばわれわれに対抗できないという、病院内における力関係がつくりだされた。とりわけ「どうせいつか崩れる」と院長がタカをくくっていた組合員が、当局の一切のペールをぬぎすてた階級的憎悪にみちた攻撃に対し全てをあげてかちぬくという不屈

病院に地域に広げていくこと（とりわけ平和台との結合）、これらにわれわれはできるかぎりの力をそがねばならない。

●権力の全面的弾圧を許さず平和台

病院闘争の勝利へ！

獄中の二同志を奪還せよ！

五。一五集会に総結集しよう！

（「火炮」一二号 七一年五月一〇日発行）

九カ月に及ぶ無期限ストを闘いぬき全ゆる卑劣な弾圧をはねかえしてきた平和台病院労組—共闘委に対して、病院当局県警—検察庁一体となった攻撃がこの間集中的に加えられてきた。二月末からの二十数回にわたる警察導入のあげく、四月十五日には広委員長他組合員一名（看護婦）、地区反戦の権原くん三名を筋骨どおりに入威力業務妨害、器物破損で逮捕、われわれは三十数名の制私服と肉弾戦を演じパトカーを長時間くいとめたが、力及ばず連行された。

さらに十九日朝には、二十数名の私服（県警本部—長田、兵庫）と数名の検事が現場検証を行ない、二三日早朝は共闘委書記長の宮地氏、地区反戦の多名賀氏の兩名を合状逮捕し、組合員の部屋を全面搜索したのである。しかし、共闘委を中心とする緊急体制（というより日常体制）によって、十五・十七・二三・二四日に

の姿勢をもって闘いぬいてきたことを忘れることはできない。

第二に、一九六一—二二年の病院ストらしい絶えて久しかった医療労働者の底辺からの反乱が八ヶ月をこえて持続したことである。これまで多くの病院労働者の闘いは、自らの「白衣の監獄」としかいいようのない現実に着することなく「よき医療のため、患者のため」という前口上に闘いの基盤を求めてきた。平和台病院の闘いはこの弱さをつき破り、「労働者を飼犬として服従させ」ようとする病院当局に対するぬきさしならぬ闘い—階級的死闘として展開されている。「女郎屋同然の前借金制度」というスローガンに示されたように、自らのおかれた状態のひどさから目をそらすことなくひたすら闘いぬき、患者—住民に対しても、この要求を支持するのかわりかをつきつけて「敵と味方」をしゅん別していった姿は、医者どもにとっては、それが素朴かつ単純であっただけに、いっそうの驚異であったに違いない。医学連—青医連およびその周辺の医療労働者の闘いはそれぞれの時期に大きな役割を果したのであるが、やはりインテリ層の運動であり、資本家に對する労働者のもえたざる憎しみ、怨みをはっきりだきしめて斗われたとはいえぬ弱さをもっていたのではなからうか。

（※）さる四月一八日京都で自称「反戦派」によってもたれた

「命を守り医療の荒廃と闘う人々の集い」は、その名称が示すように、自らが賃金労働者としておかれた現実へ、医療資本—病院当局に対決する、階級的な労働運動」として医療戦

線の運動を行なうことも、医療労働者の職業性（命を守る）をそのまますべてに、しかも「医療の荒廃」という一般的な危機感。憤激を前面におしだしているわけである。

平和台と共に、また真剣な支援の手をのべてきた、のじぎく園の看護婦さんたちの闘いの教訓が痛苦に示すとおり、われわれに限らず医療戦線での闘いは、敵の「患者のために」論のペールをはずと「患者を人質にした圧政」に目をそらすことなく闘いぬく以外、勝利の道はないのだ。

「階級的死闘にちかぬく主体へ共闘
委の団結をさらに強化せよ」

第三に、こうした底辺からの叫びが（とくに民間中小病院では）双葉の内に消されていったのが医療労働運動の歴史であったにもかかわらず、反戦派の地区的結集体―共同斗争委員会によって支えられ、大きく枝をのびすまでに成長したという事実である。共闘委は単なる行動調整や闘いの「意義」をオシャベリするのでは断じてない。平和台の闘いを己れの闘い、己れの憤激としてうけとめやりきる人間の共同斗争機関であり、闘う現場へ「人と金」を集中し、勝利のために何ができるかを一人一人につぎつけてきたのである。

昨年七月三十日くらい九月にわたってもえつづけた闘いの炎は、この共闘委をぬきにしては考えることはできない。何度か訪れた精神的・物質的危機をなりふりかまわずのりきってきた力が、

名の逮捕―二名の起訴と長期拘留というように、われわれをセンメツするために、一切を投入してきている。「病院をつぶす気か」という権力―当局のことは、逆に、未成年者を四年間もただ働き同然でしぼりつける制度を何何でも保持する（正常な状態にもどす）というかれらの本音を表わしたものである。これに対してわれわれは、一片の甘さも自らの内部にもたない。病院をつぶしてどうなるものではないが、敵がその気なら最後まで付き合おうではないか。白衣の神話がないと病院がなりたないのなら、なりたたぬところまでおいこむ覚悟をわれわれが固めぬ限り、部分的な改善もえられないのである。

われわれは、「反戦派」の内部にすら根深く残る「常識」を克服せねばならない。団交がマトモに成立するのは、当局側がこちらを一定程度認めている時だけであることを肝に銘じよう。退路なき闘い、ひたすらちかぬく闘いへ地区反戦の総力を結集し、権力の弾圧をはね返しつづ病院内の力関係を保持しぬかねばならない。苦しい闘いの日常を自らの生活にくみ入れ行動する戦士へ一人一人を飛躍させよ。全ゆるところで新局面を迎えた平和台病院斗争の報告会を組織し、恒常的支援体制と新たな共闘委メンバーをつくり出そう。獄中同志（広くん、権原くん）奪還のため緊急カンパを。

その力全てを「五・一五総決起集会」の圧倒的成功へ集中しよう。

今年の一・二九総決起集会をバネにした新しい団結を準備したことをわれわれはしっかりと押えておかねばならない。

（※）その点で、昨年八月末の警官導入いこの困難な局面で、いつの間にか姿を消していった反戦派の一部の諸君や労組活動家諸君の無原則かつのぞき見のな斗争への関わりをわれわれは決して忘れない。四・二四緊急抗議行動の際における「女性解放戦線」の人々の行動も又同断である。この平和台斗争への己れの具体的な関わりをぬきに「差別云々」の発言をし、敵の面前で混乱をひき起す行動をわれわれは糾弾する。階級社会におけるわれわれの存在は、好むと好まざると意識しようがしまいが「差別構造」の中にある。その点でわれわれは闘いの前進のために有益な批判や糾弾はすすんでうけとめたい。

しかし、差別支配をうち砕くのは所詮、憎悪と困難のうずまく階級的死闘に一人一人が身を投入れることによつてしかありえぬ。抑圧―被抑圧の関係や用語そのもの（背景をぬきにした）をあげつらう坊主ぎんげや観念論議は平和台の闘いの日常とは無縁である。

「一切の幻想をすて病院当局を最後の最後
までおいつめ、白衣の監獄の解放へ」

組合―共闘委は、あくまで団体交渉の中で病院当局が誠意ある解決を行なうように要求している。ところが阿部病院当局は、五

△スケジュール

- 五月十三日（木） △平和台V地労委審問 P M 1 県庁ロビー 結集
- 五月十五日（土） 平和台病院斗争勝利/獄中同志奪還/県警本部 不当介入弾劾/総決起集会 P M 6 労館ホール

平和台病院斗争「五・一五決起集会」 の意義とさらなる飛躍への道

（「火砲」一三号 七一年六月二二日発行）

「五・一五集会」は、かく
成功裏に開催された

「五・一五平和台病院斗争勝利。獄中同志奪還。県警不当介入弾劾決起集会」は、東は名古屋から西は岡山までの医療戦線を中心とする全関西の斗争仲間三〇〇余名を結集して、神戸労働会館大ホールにて開催され、われわれの十ヶ月間におよぶ闘いの到達した地平をすべての仲間の前明らかにし、深く脳裏に刻み込むことができた。

集会は、数日前に奪還された広組合委員長、わが神戸地区反戦同志の約一ヶ月におよぶ獄中斗争の熱烈なアピールによつて開始された。つづいて、広委員長を逮捕され、なおも吹きすさぶ権力

の猛威に抗し、果敢に当局一権力を追いつめて奪還斗争を展開してきた組合からのアピールがあり、組合・共斗委合同基調報告がなされた。(詳細は「白衣の監獄を解放するぞ」ノ平和台の炎は消えず第二集」を参照のこと)第三に、これまで平和台の闘いをそれぞれの戦線で支援しつづけてきた主要な団体からのアピールがなされた。まず、この間医療の帝国主義的再編合理化に抗して、京大病棟移転阻止斗争を展開してきた、医学連関西ブロック京大M斗委からは、「医者が自らのおごり特権をふり捨てることなしに現場の労働者と結合しえない。大学から現場へ登場し、健保改善粉砕。医療機関の営利主義的再編合理化粉砕の闘いを展開する中で平和台と連帯していきたい。」と語られた。大阪社会福祉労働者評議会(準)からは、「社会福祉は医療の矛盾の本質を隠蔽している。いまこそ社会福祉労働者はその闘いの意義をふまえて立ちあがるべきだ。」と訴えられた。全兵庫叛軍共闘の同志からは、「一日神戸大において、神大叛軍行動委六甲戦線共闘の報告集会を三十数名の結集で勝ちとったことを報告したあと「敵権力の反革命の陣型に対して、われわれの大包囲網——蜂起の陣型を構築しなければならぬ。この平和台における階級的労働運動もその一環として明確に「勝利する闘い」へ組織されなければならない。」と語られた。京都地方地域労組(反帝労組)南病院支部の斗争中の仲間からは、さる四月一八日京大で開催された「生命を守り、医療の荒廃と闘う人々と医療従事者の集会」の主催者の一

「五・一五集会」は、闘いの現局面と主体の問題点を自ら大衆的に明らかにすることによって、主体の飛躍を勝ちとらんとした

「一・二九集会」と、それを契機として消耗戦から攻撃戦へと転換せしめたことに対するその後の当局一権力のあくなき恐怖と憎悪の集中砲火(二十数回におよぶ警官導入、五名の不当逮捕、二名の不当起訴。etc)に抗する血みどろの肉弾戦の渦中において準備された。十ヶ月余り闘い抜いてきたわれわれの到達地平を総括すること、地域・全国の支援戦線との関係を明らかにすること、とりわけ医療戦線との結合から新しい質の運動を展望すること、そして何よりもそれらを担う部隊(組合・共斗委)のオルガナイザーとしての飛躍をかちとること、これらを漠然としてではあったが獲得目標に指定し、集会が組織されたのであった。

経過報告でも明らかのように、当日結集した部隊は、医療戦線においてもその多くが各地各所で自らの闘いを、帝国主義的再編に抗し、全国的な質の獲得をめざすものとして展開しており、たしかに組織された部隊であった。本集会にみられた運動層の拡がりや厚さは、この平和台病院斗争が、これまでの病院斗争、いや、広く労働運動においても従来あまり見られなかった新しい質を内包し提示していることを多くの運動体が見て感じとったからであろう。その意味で、これまで狂乱の敵に、いさかかもひるむこと

部に、自分たちを不当に解雇した張本人がいることを指摘し、その集会の反動性を追求したあと、「いかに民主的といわれる経営であろうとも、それが「賃労働と資本」の枠に規制されているかぎり、それは労働者を欺く幻想にすぎない。」と訴えられた。さういふに、奈良五条山共闘会議からは「医者の解雇問題から端を発したこの闘いが、現在の精神医療のもつ歪み、すなわち、警察と一体化し、保安処分によって革命的左翼らの政治活動を封殺するための収容所と化していることのバクロ対決を通して、大きく発展している。」と述べられた。第四に、昨年七月末組合結成——ト突入と同時に、地域の反戦青年委・活動家を結集して組織され、闘いの中で組合と一身同体に進んできた共同斗争委員会各団体よりの闘う決意表明がなされた。兵庫県職員反戦からは「患者のために論」等のプチブルイデオロギーの克服の問題が語られた。西部反戦・金属反戦・長田グループにつづいて最後の発言に立ったわが神戸地区反戦同志は「階級的憎悪を燃えさせたせ、最後の勝利まで最先頭に立って闘う」と決意表明し、われんばかりの拍手をあげた。最後のシュプレヒコールとインター大合唱は、壇上に立った組合員たちをまばゆいばかりに美しく真赤に染めあげ、この小さな闘いの炎が、燎原の野火となって病院当局一ブルジョア権力を焼きつくすであろうことを感じさせるに十分であった。

「五・一五集会」は、闘いの現局面と主体の問題点を自ら大衆的に明らかにすることによって、主体の飛躍を勝ちとらんとした

「一・二九集会」と、それを契機として消耗戦から攻撃戦へと転換せしめたことに対するその後の当局一権力のあくなき恐怖と憎悪の集中砲火(二十数回におよぶ警官導入、五名の不当逮捕、二名の不当起訴。etc)に抗する血みどろの肉弾戦の渦中において準備された。十ヶ月余り闘い抜いてきたわれわれの到達地平を総括すること、地域・全国の支援戦線との関係を明らかにすること、とりわけ医療戦線との結合から新しい質の運動を展望すること、そして何よりもそれらを担う部隊(組合・共斗委)のオルガナイザーとしての飛躍をかちとること、これらを漠然としてではあったが獲得目標に指定し、集会が組織されたのであった。

経過報告でも明らかのように、当日結集した部隊は、医療戦線においてもその多くが各地各所で自らの闘いを、帝国主義的再編に抗し、全国的な質の獲得をめざすものとして展開しており、たしかに組織された部隊であった。本集会にみられた運動層の拡がりや厚さは、この平和台病院斗争が、これまでの病院斗争、いや、広く労働運動においても従来あまり見られなかった新しい質を内包し提示していることを多くの運動体が見て感じとったからであろう。その意味で、これまで狂乱の敵に、いさかかもひるむこと

権力斗争の旗印に「プロレタリア国際主義と組織された暴力」の延長上（限界とその止揚への道）にわれわれ反戦青年委が立っているということ。そして全人民的政治斗争と階級の労働運動を貫く確固とした政治・組織路線の貫徹に党派性の確立が今問われているのである。「一・二九集会」が組合・共斗委総体の「カクメイ」であったのに比し、今度は共斗委構成団体個人それぞれの「カクメイ」がなしとげられなければならないのである。

「闘いの現局面と」 さらなる飛躍への道

われわれは、共斗委とその主体の「カクメイ」は以下の諸点の確認の上になされなければならないと思う。まず第一に、この闘いの中で、とりわけ総評系地区共斗の敵対。逃亡にもかかわらず、およそ組合活動に技術といわれるものすべてをわれわれ自身の手で担ってきたということ。このことは、われわれ革命的左翼がその革命性の「魂」を民間にひとかけられも譲り渡すことなく、労働者の基本的権利を保障しきり、その上に真の階級の労働運動を展開しえることを雄弁に物語っている。（中核派の「良心的社民との統一戦線」論のギマン性と破産）第二に、社民や日共スターリン主義者との断固とした訣別と党派斗争が、われわれの思想的・組織的自立として実態化されなければならないということ。さらにそれは、現在、六〇年代階級斗争の総括に七〇年代権力斗争の方針をめぐって、新左翼内部における混迷から分岐し再編が進

行しつつある中であって、自らを日本一世界階級斗争を担う真の体系的非合法党の組織建設と陣型構築のどこに位置づけるかということに答えていかなければならないということである。第三に政治斗争と労働運動（平和台斗争）を二元論的に分離し、作業の一端を担っておればよいというような日和見主義と闘うこと。両者を貫く階級の立場（世界観・革命戦略論）を鮮明にすること。これら階級斗争への全人格的関わりの中で「作風」が形成される。（平和台での自らの「作風」を体現せよ！）

この闘いの勝利へ向っての前進は、まず第一に、われわれプロレタリアのヘゲモニーによって持続させることである。この闘いのヒヤクもこの「持続」が要因となっている。第二に、これまでの医学連一青医連の闘いの限界を「階級の労働運動の深化」という立場から止揚することであり、このことは、個別・産別（医療）の枠を越えて、普遍的階級の政治的立場から医療戦線へ大胆にふみこむことであり、且つ一つの新しい潮流を作り出すことでもある。しかし、六〇年代における病院斗争、医学連一青医連運動の総括と、現在進行しつつある帝国主義的再編に対する闘いの視点を明確にしておく必要がある。六〇年一〇月から六一年五月に到るまでの東京における波状的な病院ストは「人権スト」として経営労務管理の前近代性、低賃金、劣悪な労働条件に対して火の手が上げられた。そして、企業別の枠をのりこえ産別統一斗争により大幅賃上げを獲得し、欺瞞的な都労委の斡施体制を部分的に

打破した。しかし結局敗北に終らざるを得なかったのは、「低医療費→低賃金」という経営者の論理を粉砕しえなかったこと、医療費一医療体制一社会保障一社会政策へと国家に収斂されていくことにたいする対決軌をもちえなかったこと、「医療界聖職」「患者のために」論等のブルジョアイデオロギーを払拭しきれなかったことがあげられる。また青医連の闘いも、現場の労働者との泥くさい闘いの中での連帯結合をかちとれなかったこと、自らの特権技術者、インテリとしての立場を捨て切れなかったことに限界をみせた。そして今や、これまでの運動から見捨てられてきた「下層」からの闘いが巨大なエネルギーを伴ってわきおこりつつある。また現在の医療体制が、AMO・防大医学部設置、保安処分に見られるように、日帝の侵略反革命体制の重宝な一環をしめつつあることにも対決していかなばならないだろう。さらに原則的な資本主義批判を通して、社会保障一社会政策が階級解体、搾取の強化を陰蔽していることをバクロしていかなばならないだろう。第三にはこの闘いを「飛び火」させることによる平和台一医療体制への決定的痛打をあびせることである。

すでに権力は何をしても、しなくとも逮捕できる体制を準備しきっている。地労委は「斡施」を策動するなど今や反動性をむき出しにしている。医師会は「利益者集団」としてわれわれに対する恐怖と憎悪を阿部一族と共有し、彼らに多くの資金援助をし、患者・住民を欺いて五〇〇名の（斗争庄殺のための）請願署名を

階級の労働運動の全面的開花めざし 「スト突入一年突破、平和台病院闘争勝利七。三一総決起集会」の圧倒的成功を！

（「火砲」一四号 七一年七月二四日発行）

長田署に提出するなど斗争庄殺の前面に登場しつつある。「大」どもはわれわれのスキをみつめて再び吠え、とびかからんとしている。しかし、これらの弾圧に対する反撃一追撃は、院内攻防をはじめ、裁判斗争や住民対策に到るまで着々と実施されている。ブルジョア市民社会一反革命の陣型を包囲する蜂起の陣型構築へ、一切を勝利へむけて組織せよ。

昨年七月二十九日深夜、組合結成。スト突入をもってはじまった平和台病院斗争は、いくたの試練をこえて、スト突入一年突破をむかえようとしている。年末から新年にかけて敵の牧事場閉鎖というかさにかかった攻撃、地区労の脱落とによって生まれた動揺を克服し、この闘いを己れの闘いとしてやり抜く意志一致と「組合一共斗委」一体となった戦列を固めたのが、あの「二九集会」であった。三。四月における権力一病院一体となった連合戦線との激斗をたえぬかせたのが、その力であったのはいうまでもない。「五。一五集会」は、この激斗によって組合員一人一人、

そして共斗委総体がかくとくした新たな地平―即ち(1)白衣の神話(患者のために論)をキツバリと拒否し、あくまで「白衣の労働監獄解放」の一点に執着する階級的闘いであること(2)その担い手は(組合の自立した闘いを前提とした上で)反戦委の地区的共同斗争機関であること―を全関西の労働戦線・医療戦線の仲間たちのまえに明らかにしたのである。

その後の闘いの深化と広がりは、われわれが平和台病院斗争を「己れの闘いとしてやりぬく」だけでなく「闘いぬく己れは一体何か」を明らかにすることを求めてきた。つまり「一・二九」における共斗委の革命から、今や共斗委を構成する団体の革命が突きつけられている。この新たな試練をくぐらぬ限り、「五・一五」に結集した三〇〇名の仲間を持統的組織的に平和台病院斗争に迎え入れ、新たな戦列の拡大を勝ち取ることはできなかったからである。

七・九斗争(別記参照)は一二〇名の強固な部隊によって早朝より夜まで密集し闘い抜かれ、五・一五以降のわれわれの前進を効みつけた。それは又平和台斗争の客観的な関西労働戦線。医療戦線の一大焦点であり、兵庫の地における対権力との攻防の焦点となっていることの反映でもある。ひろん、交流会の反省にも明らかのように、我々自身闘いの客観的にもつ広き深さを十分に主体化しているとはいえない。いや、緊急に立ち遅れをなくすることが、必要なのである。そこで再度、平和台病院斗争を考え直

してみよう。

「白衣の監獄」解放ノ

第一に「火砲」(一二、一三号)でも示されている通り、「医療の聖域」を、階級的労働運動の足跡で、更に荒々しく、ふみつぶしていくことである。おりしも、保険医総辞退などによって、人々の「医療問題」一般への関心はたかまつている。(これは、地域班の報告からも伺える)しかし、病院当局・医療資本に抑圧支配されるわれわれにとって大切なことは、医療体制改革を云々したり、医療を人民のものにと叫ぶことではない。現代帝国主義の下では、医療は商品化され、資本の論理によって組織されるだけでなく(人民収奪)人民を支配する武器ですらあるのだ。

これを忘れて医療矛盾や医療の荒廃を云々することは、改革する主体がわれわれではなく権力に外ならぬことをあいまいにし、その結果、(a)現実の賃金ドレイとしての支配下にある病院労働者の実感とかげはなれた医療問題、医療政策の議論になるか、(b)逆に即自的職業的実践による実感に依拠した加害者・被害者の告発運動になってしまふだろう。われわれにできることは、白衣の労働監獄である病院の支配と最大限抵抗すること、その闘いの上に立って労働者支配と人民収奪をおしくしている「白い巨塔」のペールを徹底的に暴露する以外にはない。医療戦線の仲間との結びつきも、こうした労働運動の原則的展開をふまえてなされね

ばならない。(このことは、医学連の学生、青医連の諸君の運動の独自の展開を逆に前提とするのだ)

自らの統一戦線で労働運動を闘いぬけノ

第二に、階級的労働運動の内容の豊富化である。これまでの労働運動の常識では考えられぬ権力の弾圧は、「民間でも多くの戦闘的闘いをやってきた。われわれは当然それ位のことをやらねば」とか「そうした戦闘的労働運動への弾圧に対しては、民間も含めて統一戦線をくむことができるし、やらねばならない」という常識の限界を教えている。民間の戦闘性は情勢とりわけ権力の許容する範囲がわれわれとは大きく違うことよっているのだ。

平和台病院斗争のねばり強い、しかし戦術的にみればゆるやかな性格は、主にわれわれが直轄できる力量と政治情勢によっており、逆にそれを明確に自覚した上での「闘いの持統」は権力によって許すことのできぬものとなり、また民間はかれらの恩感を受けた資本権力のきびしさに動転し、ごく平凡なこの闘いから脱落せざるをえなかったのだ。(全港湾や運輸部門では、はるかに激烈な闘いが展開されている。しかし、それは産別の特長性に加えて斗争主体に対する権力の許容度が大きいことを知っておくべきだろう)

従って、あくまで闘いを勝利させるには、われわれが直轄する戦線の力こそ、即ち共斗委―反戦派の地区的共同斗争機関の中味

。方向性を問われ、そこに闘いの消長がかけられたのも当然であろう。社民・日共とは明確に区別された、反帝統一戦線を担う部隊の質および戦線配置の提起をぬきに、戦闘性と敵の弾圧のエゲツなさから直接に労働運動における統一行動・統一戦線の方針を出すことは決定的にダメなのであり、左派フランクの論理(しかもその技術的面)でしかないのだ。(典型的には陶山健一著「反戦派労働運動」)われわれは、この平和台にテロテロともえ続ける炎を守り、斗争主体の内的発展をふだんに勝ち取り、階級的労働運動の真価を全面的に開花させていかなければならない。共斗委を軸に、産別・地域・既存労組・地労委等の合法機関へとわれわれの側からする網の目の広がりを示すものであろう。

中小末組織労働運動の特殊な意義

第三に、中小企業など底辺における労働運動においては、直接には権利問題をめぐって激しい、かつ長期の攻防がつづくという現実を直視しよう。それは資本の側の弱い部分であるが故に、逆に苛酷な支配をつづけてきた経営側に、いわゆる「労使慣行」とか企業内解決とかの余裕や姿勢が少ないことよっている。事実、総評は全国各県に地区オルグを配置しているが、産別ルートを除けば目だた拡大も拠点の建設もやりにくいのである。またわれわれにとっては、ふつうの組合機関のように左派フランクを通した媒介的な関わりでなく、直接かつ全面的に、われわれの方針

。力量が問われる関わりが可能となるのである。この中小での闘いのきびさりとわれわれの党派性、活動性が全面的。かつ直接的に問われるという点で、中小企業における労働運動は、それが全体の労働運動の中の部分であることをふまえた上で、現段階におけるきわめて主要な位置を有することをみておかねばならない。

(この点では、人文社・内藤建設・小林商店など、全港灣建設支部の斗いは、多くの学びあうべきところをもっている)ここで、我々が独自のたたかい——全ての領域を自らの手でやりきる——を貫徹しない限り、例えば官公労等における活動も、所詮は権力の許容度の中で活動している民間の、そのまた枠の中の活動にすぎないものとなってしまふであろう。また現在は個人的にしか結集できない同盟系民間労組や末組織の仲間を、生きた労働運動の炎で確実に活動家へと成長させる場ともなるのである。

病院当局——医師会のわれわれに対する憎悪は尙苛烈であり、

企業内の解決よりもむしろ、電話の盗聴といったことを一つとってみても、飼犬であるべきはずの労働者の反乱それがしかも以外にしふことに対して気も狂わんばかりの姿が伺える。われわれのささいな抗議行動にも、権力をよばずにはおれぬ、またスパイ行為を重ねざるをえぬかれらは、将しく、徹底した支配と抑圧、差別を朝鮮人民に行ってきたが故に、「報復」の影におびえ、六千人を虚殺した九。一事件における日本帝国主義者の姿そのま

まといえよう。われわれは「白衣の労働監獄を解放する」という闘いの原点にくり返しもどきつつ、闘いの現点について、自らの言葉でとらえ直す努力を一人一人が行なうことよって、敵の階級的憎悪に答えねばならぬ。全ての諸君！ 平和台病院斗争の更なる進撃を劬印すべく、スト突入一年突破・平和台病院斗争勝利

・七。三一総決起集集を圧倒的に成功させようではないか！

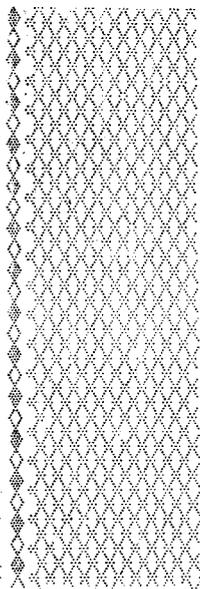
スト突入一年突破・平和台病院斗争勝利
七月三十一日総決起集集

とき 七月三十一日(土) P.M.五・三〇

ところ 平和台病院前

デモ 病院↓板宿↓長田署↓新長田↓野瀬病院

◎ 支援団体の代表者の連絡会議を、同日二時〜四時半に、神大医学部自治会で行ないます。



☒ 労働運動の転換とは何か

- (1) 戦後第一期労働運動
- (2) 戦後第二期労働運動への過渡期
- (3) 第二期労働運動の展開
- (4) 第二期労働運動のゆきつまり
- (5) 長船分裂の教訓
- (6) 反戦青年委員会と階級的労働運動

☒ 反レパ闘争の階級的意義について

- (1) はじめに
- (2) 全学連、反戦青年委の評価について
- (3) 労働組合の評価をめぐって
- (4) われわれの任務について

Ⅲ 階級的労働運動と反帝統一戦線

労働運動の転換とは何か

(榎原均・一九六八年二月一四日)

第一章 戦後第一期労働運動

(一) 問題の設定

ここ数年来、労働運動の転換という言葉がよく語られてきた。それは一九五五年以来、続けられた、太田、岩井ラインの指導方針の行きずまりとしてあらわれた。世界の社民の最左翼として注目されていた、総評の試練としてあらわれたのである。

この労働運動転換の内容は、「闘争至上主義から話し合での解決へ」「労使同一基盤の認識の上に、よりよい生活は企業の発展から」といった言葉で語られている。明らかに、日本労働運動は、左翼組合主義から右翼組合主義へとその方向を変えようとしているのである。

われわれは、この日本労働運動の右への転換の現実のなかに存

在している。この右への転換の契機は一九六四年の四・一七スト中止、I M F・J Cの結成に求められるであろうが、今日迄の経過の中で明らかなのはこの労働運動の右への転換の中で、左翼諸潮流がこの逆流の中で方針を明らかにしていないことである。

これはどのような理由にもとづいているのだろうか。それは、この逆流のなかで、左翼諸潮流が、いぜんとして、左翼組合主義的な観点から対応しようとしているからである。そして、左翼諸潮流の組合主義的対応が逆流の中での大衆の革命的エネルギーを引き出していないのである。

この組合主義的観点からの脱皮は、極めて困難な課題である。今日の労働組合は、労働者、人民の基幹部分を大きく結果しており、労働者の日常生活は、組合から切りはなすことができない。この労働組合の巨大な影響力があるが故に、我々は、常に組合主義的観点に目をうばわれることになるのである。

今日、我々が労働運動の左からの再編成を指向しようとするならば、組合主義的観点からの脱皮が要求される。この組合主義的観点の克服は、何らイデオロギー上の問題でなく、すぐれて、実践上の指針の問題としてとらえてゆかなければならない。そのためには、労働運動の現状を広い視点からとらえなおすことが必要である。

(一) 戦後労働運動史の時代区分

今日の労働運動に何が要求されているか、このことを明らかにするためには、日本労働運動の歴史的総括的検討をしなければならぬ。

労働運動の時代区分は、常識的には、産別会議の時代、総評高野の時代、総評太田、岩井の時代という三つの区分にわけられるが、我々にとって必要なものは、労働運動の指導潮流による区分ではなく、労働運動の体質そのものの分析による区分に他ならない。この観点よりするならば、その内容は別にして、藤田若雄の時代区分(戦後労働運動の転換)は正当性をもっている。すなわち一九五五年(昭和三十年)春闘の開始をもって、日本の労働組合運動の出发点とし、一九六五年(昭和四十年)をもって、日本の労働組合運動の転換とする見解である。

藤田若雄によれば、一九五五年までの労働運動を戦前の左翼組合主義の展開として位置づけ、一九五五年以降を、大企業本工を

軸とした従業員組織の運動としてとらえ、一九六五年を転換にして、労働組合本来の姿である誓約者集団としての労働組合運動が開始される条件がととのったとしている。(註 1)

だが、この分析においては、政治闘争の問題が切り捨てられている。その意味ではこの立場も、一つの組合主義的立場である。我々にとって必要なことは、労働者階級の経済的解放の為の政治闘争の問題を明らかにすることである。

(註 1)

藤田若雄は、イギリス労働運動史における労働組合の成生過程での労働組合の特質を誓約者集団と把握する。この観点から従来の日本労働組合運動を、大企業本工を中心とした従業員組織の運動としてとらえ、本来の労働組合とは異質の運動として把握する。そして、昭和四十年前後の労働運動の転換を従業員組織から、労働者個人の主体性を軸とした誓約者集団としての労働組合運動の出发点としている。即ち、従業員組合としての労働運動を支えてきた物質的基盤(労働力不足、二重構造)が解消しつつあるとしている。

(二) 敗戦から一九五五年迄の労働運動

一九四五年以降の時徴は、政治問題をその運動のバネにしていたことである。経済闘争も激しく闘われたが、経済闘争が運動の専制体制に移行した。ドッジ・ラインの下に、基幹独占企業の合理化をなしとげ、共産党を非合法化し、レッド・パージによって共産党員を生産点から締め出し、一方反共、民主的労働運動の旗をかかげた民同をして、総評結成へと踏み切らせたのである。だが、GHQのキモ入りで結成された総評は、GHQの期待を裏切り、左翼組合主義運動へと転換した。その要因は、何よりもGHQから権力をゆづり渡された日本政府が、GHQ専制体制の弛緩の中で、破防法を初めとする治安強化を目指したことに求められる。

更に、政府、GHQは組合指導部の洗脳には成功したものの、個別資本は職場段階での労働者の管理体制については極めて不十分であったことである。この条件が、一九五一年春闘の結成から翌年の労働ストになって政治闘争が再び闘われ、この闘争の成功によって、総評は大きく前進したのであった。だが、ここに一つの試練が待ちうけていた。それは、個別資本の職場管理体制の強化に対してどのように闘うかであった。この闘いに敗北するなかで、総評は、資金闘争を主軸とした運動路線へと転換を迫られたのであった。(註 5)

この中央政府の反労働者の性格に対して、共産党は、地域人民闘争(地方自治体闘争)を提起することによって、これを免罪した。(註 2)

当時の経済闘争は資本家の生産サポーターに對

目標にされることはなかった。経済闘争の発展を全体としてまとめていったのが倒閣闘争に代表される政治闘争であった。

(註 2)

けれども、当時の政治闘争は極めて自然発生的であり、なおかつ、敗戦による日本帝国主義国家の解体にその基礎をおいていた。しかも一大決戦として浮かび上がった二・一ストが中止されることにより、労働者、人民の政治的展望が閉ざされ、逆に、国家体制が再編される中でその後の政治闘争が極めて困難な状況におとしいられたのであった。(註 8)

民同の結成と産別会議の後退は基本的には、政治闘争の行き詰まりに根ざしていた。大衆的政治闘争の行き詰まりとは必然的に、組合の政治的引き直し、官僚統制を生み出さざるを得ず、民同派の反共キャンペーンを許すことになったのである。即ち、大衆的政治闘争が、組合から独立した政治闘争機関として形成されなかった段階においては、労働組合が政治闘争の舞台にならざるを得なかったのであり、それは、労働者内部の政治的対立を浮かびあがらせ、左派は孤立させられていったのである。(註 4)

この産別会議を崩壊に導いたものこそ政府、GHQ権力であった。GHQは二・一ストに対して中止を命令したが、それ以降当時の運動の中心の担い手であった、官公労労働者に対し次第に国家統制を強化してきたのである。

GHQ権力はしだいに反動化を強めたが一九五〇年にはついに

する工場占拠、生産管理闘争を中心とした、賃金何倍値上げ闘争であった。これらの経済闘争を影に、

一九四六年四月七日には幣原内閣打倒人民大会が開かれ、生産管理と食料闘争の盛り上がりのもとに、幣原内閣は総辞職した。だが共産党はこの闘争に対し革命的政治展望を与えることができず、占領軍の喝めのもとに屈服した。だが当時の状況は、共産党の無能さもさること乍ら、突然訪れた政治的自由の中で、労働者大衆自体が目撃を見失っていた。

(註 3) 日本の階級闘争の中でしばしば現われるのは、闘争中止による敗北のコースである。これは、大衆の革命的経緯にとって大きな痛手である。

(註 4) 二・一スト中止後の社共の指導路線は、選挙闘争であった。大衆の要求に立脚し、それを革命的方向へと指導するのではなく、大衆の要求を選挙の一票にすり変えた。しかもその一票によって成立した社会党首脳内閣は、労働者の賃金を統制した。(ペー

ス賃金制)

(註 5) 一九五〇〜一九五五年の資本のねらいが、職場秩序の確立から、治安体制の確立、更に、合理化と職場支配の確立にあったことは明白である。この資本の攻撃の中で、総評高野指導の左翼組合主義路線は

後退し太田・岩井ラインにとって代わられるのである。

第二章 戦後第二期の労働運動への過渡期

(一) ぐるみ闘争の後退

四五年以来の労働運動の昂揚の中で、政府G H Q権力は、労働運動が政治闘争へと転化することを阻止することによって対応してきた。そして四七〜四九の間に企業整備を軸とした一大合理化

攻撃をかけてきた。その頂点が五〇年レッドパージに他ならない。だが、産別会議が解体され共産党が非合法化されても、労働者階級の闘いを消滅させることはできなかった。レッドパージ以降も労働者のストライキ闘争は頻発し、反共・民主的労働運動として出発した総評の棍を左へ向けたのであった。

総評は、五一年三月十日、第二回大会において、朝鮮戦争反対、平和四原則支持を打ち出し、反体制の姿勢を打出した。この時期から春闘の成立(五五年)に到る間の労働運動の転換の内容を確認しておかなければならない。

この時期の労働運動の経過は、破防法、労基法改悪反対の労働ストで闘争体制が確立され、炭労、電産共闘会議を初めとする賃金闘争がストライキでもって闘かわれた。官公労の闘いは後退し、

民間大手労働組合が、ストライキの中心となった。

だがその後半においては、日産、尼鋼、日鋼室蘭闘争にみられる如く、個別争議が激化し、総評の支援体制が強固に組まれ乍らも、組合分裂がなされ、争議は敗北させられていった。

これらの個別争議の過程をみる時、四五年段階においては、個別争議が個別資本を撃破する形で闘かわれ政治闘争への転化の条件が形成せられた訳であるが、この段階においては、労働運動側が全勢力をあげて支援体制を組んでいるにも拘らず、総資本をバックにした個別資本によって敗北させられていることである。

ここに、労働運動が、四〇年代の闘いと同様の形式でもって闘かわれ乍らも、資本側の強固な体制の確立をみる事ができる。この力関係の変化を、労働協約の面からみるならば、次の様である。

終戦時の労働条約の解雇条項には、「従業員を採用、解雇は組合の承認なくしては行なわること」といった組合に有利な内容が勝ち取られていた。又、時間内の組合活動は自由であった。だが、四十九年以降の資本攻勢のなかで、解雇の基準については労働使協議するが、具体的な解雇決定は、使用者の一方的判断によるとする規定様式が支配的になった。更に時間内の組合活動にも制限を加えてきた。こうした労働協約における後退は、労働運動の停滞もさること乍ら、四十九年の労働組合法改悪は、大いに効力を発揮した。従来、労働協約の自動延長が、社会的通念として生じていたが、労組法を改悪し、自動延長規定を無効にすることに

より(現行労組法第十五条)終戦時の労働協約を全面的に破棄することに成功したのである。そして四十九年以降は一時的に無協約状況が出現した。このような経過を経て、労働組合は、現行協約に到る、より後退した協約を認めざるを得なくなったのである。更に、五二年から五三年にかけて闘われた協約闘争も、二、三の例を除き、大衆化せず、一方日経連も五三年に協約規程案を発表し経営陣の意志統一を固め、五四年の大会で敗北させるなかで、職場における組合活動の締め出しに成功していったのである。

こうした経過は、個別経済闘争から大衆的政治闘争へと発展していた戦後第一期労働運動の形が、崩れたことを意味する。そして、この形の崩壊は、同時に、春闘という新たな形の登場の過程であった。

(二) 春闘の成立

一九五四年末に五単産(炭労、私鉄、合化、紙パ、電産、オプザイバ全金)が集まり「春に賃上げ闘争を本格的に闘う単産だけを選び相互に強力な共同行動を組み、この共同の方で賃金ストップの突破口を作る必要がある。」ことを確認し、春期統一闘争を呼びかけた。翌五五年にはこの五単産共闘会議に、電機、全金化同が加わり、八単産共闘として賃金闘争が取りくまれた。これが春闘の起源である。

従来、賃金闘争は、各単産、単組で取り組まれておりその期間

はバラバラであった。だが、五十年以降の政府、資本家の賃金ストップ政策、(ペーシングから定昇性へ)により、秋期闘争の妥結の時期が遅らされ越年から春へ持ち込まれるようになった。特に当時の賃金闘争をリードしてきた炭労と電産は五五年度は春に闘争を持ち込まざるを得なくなった。

一方、公労協においても五四年七月、五五年七月の再度にわたる人事院の○回答に直面するなかで、賃金闘争が春に持ち込まれ五六年からは春闘と合流することになった。そして、総評は五五年春闘の反省の中で、

- ① 計画の立ち遅れ
- ② 選挙闘争との結合の不十分
- ③ 大都市における共闘の不足
- ④ 共闘大衆化の努力不足

の四点を自己批判し五六年春闘はこの反省のうえに五波にわたる周当なスケジュールがたてられ、「二・一ストを上まわる」というかけ声のもとに一大決意をもって闘われたのであった。ここにおいてスケジュール闘争としての春闘の闘争形態が確立したのである。

日本の春闘がスケジュール闘争と呼ばれるのは、次の理由に基づく。賃金闘争は欧米の経験によれば団交の積み重ねの上にストに入るのが通常のやり方であった。ところが春闘の場合には、予めストライキの日取りを先に決定し、それに向けて、要求提出、

団交を進める具合になる。しかも、五六年には春闘参加人員は百万人に登り、今日では、六百万人に登っている。総資本と総労働との対決と言われる所以である。

このような闘争方式はしかし別の観点よりみるならば、単位組合の弱さのあらわれともいえる。というのは一つの組合では単独にストに突入する力量をもたないが故に、つねに勢ぞろいして闘わねばならないのである。

とまれ、このようにして春闘は成立しそれは年を追って拡大していく。毎年前面に登場する主役単産をかえ乍らそれは日本労働運動の中に定着している。この春闘は何をもたらしたかを明らかにするためにはいたづらに歴年春闘の経過を追うのではなく、別の観点から二つの間の労働運動を分析することが必要である。

(三) 労働争議の性格の変化

以上、労働協約にみられる労使の力関係の変化、及び、春闘成立の経過をみてきたが、次に、個別争議を分析するなかで、この五五年前後の過渡期の意味をもう少しはっきりさせよう。

藤田若雄によれば、敗戦直後の生産管理闘争は、特殊な形態ではなく、年功的労使関係に規制された運動形態とみている。そして、そのことを立証するために五十年以降、六十年三池闘争にいたる日本の労働争議のなかに、敗戦直後の運動形態の展開をみようとしている。

少し長くなるが、藤田若雄の説は、次のようなものである。

「終戦によって発生してくる事業所管理争議が、二一年五月の食糧メーデーにみられる飢餓状況から奮起する大衆的昂揚を背景に、最高件数を示す段階に到り、同年八月産別会議が結成されてから、飢餓状態の進展を基礎にした大規模な組織運動のなかに、業務管理争議が解消され、共産党、産別会議という、社会変革の組織と指導が形成される。そして二・一ゼネストにみられるように人民

政府の樹立が構想される。が、占領軍の政策と衝突し、片山内閣の成立以後は大衆的昂揚は依然としてあるが、組合員間の階層分裂が促進され、労働組合の戦線は分裂し、混乱する。しかし、社会変革の指導は二四年まで続き、ここでも依然として人民政府の樹立が構想される。このところで社会変革的な運動の枠と指導が崩壊するが、業務管理争議は工場占拠争議というかたちをとって発生する。朝鮮戦争によって復活した資本は、講和条約以降は、目前の力をもってロックアウト、立入禁止仮処分によって工場を占拠する組合員を駆逐しようとする。かつての飢餓状況の進行に基づく大衆的昂揚にかわって広汎な支援組合員派遣カンパ、融資体制の確立が現われる。敗戦資本家の無気力と、立ち直る資本家の差異を考慮すれば事業管理争議と工場占拠争議は異質ではなくて、むしろ同質であり発生する条件の差異といえる。」(藤田「労働組合運動の転換」)

即ち、敗戦直後の労働運動は、生産管理と街頭デモ(米よこせ

運動)が結合して闘かわれた。講和条約以降は、この運動が、工場占拠争議、街ぐるみ争議へと形態変化する。そして、資本家のロックアウト、立入禁止処分、組合分裂攻撃の中で、ピケット問題が起きてくる。

このようにみれば、問題の所在は、本来戦間的な、闘争形態である管の工場占拠闘争が組合分裂をもたらし、そのことを契機にして、資本家からの手痛い反撃を受けることである。「労働者は闘争のなかで団結する」というマルクスの言葉は皮肉にも、闘争のなかで分裂するという現象によって粉碎されたかにみえるこのきびしい現実、組合幹部をして、個別争議への嫌悪感を生み出し、生産性向上支持の組合幹部を広汎に作り出すことになった。

第三章 第二期労働運動の展開

(一) 春闘の定着

五五年に八単産共闘として出発した春闘が、五六年には、スケジュール闘争として、一層完成された形態をもって闘かれたことは、すでに述べた。それ以来今日まで、春闘参加人員は、年々拡大し乍ら続いている。歴年、春闘の特徴を簡単にスケッチしてみよう。

五七年春闘は「高原闘争」を採用した。高原闘争とは、ストライキの集中を一日にとどめず、数日に渡って、闘わせる方式である。更に、五七年春闘は、五七年以来の人事院の〇回答を基礎にした政府の低額回答を打破すべく、国鉄、炭労を軸にストライキが打たれた。これに対し、政府当局は、公労協各組合に、大量処分を行ない、国労新潟闘争が起きた。

五八年春闘は、五七年秋闘を、ストライキ闘争で闘った鉄鋼、全造船の闘いから始まったといえる。だが鉄連は、十一波に渡るストライキによっても、〇回答を破れず、ついに第十二波ストを中止することによって敗北し、「鉄鋼一発回答」の不名誉な先例を作った。同時にこの闘争の、敗北によって鉄連の闘争力は著しく後退した。又、全造船も、わずか三菱造船が独走したにとどまった。さて、五七年春闘に対する処分後退した国労にかわり、五八年春闘は、私鉄がトップバッターを受け持った。私鉄は一部分を除き、三、三ストを闘ったが、統一闘争のくずれが左右して、有効な闘いにはならなかった。一方日教組の勤評闘争が闘われ、秋には警職法闘争が闘われ、政治的統一戦線の萌芽形態たる警職法反対国民会議が組織され、統一行動の空前の盛り上がりが見られた。

五九年春闘においては、「大幅賃上げ」が問題にされ始めた。戦術としては、「官民一体の総がらみ」がとられたが、一部からは、「総もたれ」と評された。この春闘のなかで、警職法反対国民

章の課題である。

(一) 市民的政治闘争の展開

春闘と共に、この時期の労働運動をいろうとしたものは、「平和と民主主義」のスローガンのもとに展開された政治闘争であった。この時期の政治闘争が一定の型を形成し始めたのは、先述した如く、警職法反対国民会議であり、安保共闘によってそれは完成した。だが、その政治闘争の質は、五四年ビキニ水爆実験による第五福竜丸の死の灰事件に端を発した原水禁運動に求めることができる。そして、砂川、勤評闘争のなかで、統一戦線が地域的に取り組まれてきた。

原水禁運動は、地域活動と、活動家をつくりあげ、国民的統一戦線の底辺とその担い手を形成した。労働組合がこの地域活動と結合することによって、共闘会議がかたちづくられたのである。

安保共闘の構想は、次のようであった。その結成大会は、五九年三月二八日、一三四団体の代表六二〇名が集まり、幹事団体に次の一三団体を選んだ。社会党、総評、中立労連、全日農、青学共闘(全学連を含む)東京平民共闘、人権を守る婦人協議会、原水協、基地連、平和委員会、日中友交協会、護憲連合、日中国交回復国民会議が幹事となり、共産党は、幹事会のオブザーバーとなった。

この安保共闘の中央闘争指導は、幹事会が一切であり、地域に

民会議の経験を生かし、安保共闘が組織された。(一三四団体、六二〇名で結成)安保闘争はこの年の十一月二七日国会デモを契機に急速な盛り上がりを見せる。秋には、公務員共闘第一次賃闘が開始される。

六十年春闘は、安保、三池の闘争の中で、さしたる波乱もなく終了した。だが賃上げ額では、この年に初めて二千円の大台に到達した。安保と三池を控えて、資本は賃金闘争にかなりの譲歩をしたのであった。なお、五九年七月には、従来〇回答をしてきた人事院が初めて、ベースアップを勧告したが、この影響もみのがせない。

六一年春闘では、公労協のスト権はく奪による低賃金を打破する方向として、三、三一公労協半日スト戦術が打ち出された。公労協の闘争姿勢とは逆に、民間労働組合の闘争体制は、次第に弱体化する。

六二春闘から、「重化学工業労働者が賃金闘争の先頭に立つ」ことが語られた。しかし、鉄鋼のトップバッターは、内部崩壊し、春闘のマンネリ化が叫ばれ始めた。

六三年春闘では、「ヨーロッパ並賃金」がスローガンにされて再び公労協が春闘の前面に出る。この年、私鉄は三、三一ストを闘かう。この公労協先頭は、六四年春闘に引きつがれ、四、一七ストに到るのである。

以上が春闘の概略である。この春闘の変化を分析するのは、次

においては、総評と共産党と全学連が、動員の実質的担い手であった。この闘争機関は、政党間統一戦線でもなく、又、大衆自身によって形成された、大衆闘争機関としての統一戦線でもなかった。それは、徹頭徹尾労働組合の機関に立脚した統一戦線であった。その特徴は、安保共闘が、民主主義的機関を下部にもつていなかったことにある。安保共闘の総会は、結成大会以来、開かれることなく、幹事会が全てであった。そして幹事会の意志決定は、共産党と総評の手中にあり、その決定は、総評の機関を通じて下部におろされていったのであり、統一行動への動員は、割当動員として、取り組まれた。こうしたパターンは、春闘への取り組みと変わることなく、まさしく、スケジュール闘争としての政治闘争が展開されたのであった。

その中で全学連の共闘が、新しい質を内包していたが、その事については、ここでは触れない。絡みあって発展したが、安保闘争においては、政治闘争すらがスケジュール闘争化してしまったのである。このことは政治闘争が労働組合という一つのワックの中で闘われたことであり、労働者階級の革命的任務に巨大な制約を加えることになった。

(二) 労働運動の矛盾

第二次労働運動の特徴は、左翼組合主義路線であり、政府・資本と対決する姿勢にある。春闘と政治闘争をみてるなかで、こ

の問題を明らかにしてきたが、もう一步たち入った分析をしておかねばならない。

太田・岩井ラインの総評の運動は、一九六〇年安保三池闘争を境として、二つの時期にわけられる。三池闘争が民間大企業における職場闘争に対する資本の攻撃と対決した最後の闘争であるとするれば、安保改訂と貿易自由化は日本資本主義の対外的威信の回復と海外膨張の第一歩であった。そしてこの両闘争の敗北は、五五年以来続けられた政治闘争を崩壊させることになった。すなわち六十年を境として、その前期には政治闘争の展開と合理化反対闘争が、左翼組合主義を支える力であった。そして六十年以降の局面では、春闘の戦術によってなんとか左翼組合主義を防衛しようとした後退した運動の展開を余儀なくされるのである。公労協のストライキが公言されるのは六一年のことである。

では何故このような変遷がおこったのだろうか。破防法、労基法改悪反対の労働ストを原動力とし、原水禁運動に触発され、砂川、勤評、警職法闘争のなかで政治闘争はしだいに組合機関に立脚して闘かわれるようになってきた。組合上部機関の指令により、政治闘争が組織されてきたのであった。安保闘争はその頂点をなすものであるといえよう。ところで、このような組合機関に依存した政治闘争が発展するためには、単位組合における労働者大衆の政治的意志統一が前提となる。資本は職場段階において支配権を奪還したとはいえ、政治的。思想的支配権はまだ確立していな

かった。ここに上述したような政治闘争が展開可能であった。だが政府は安保改訂をなしとげ、貿易自由化にふみきるなかで職場段階での政治的・思想的支配を強化するためのテコをつかんだ。日本帝国主義が対外膨張の第一歩をおし進めたことは、排外主義の物質的基礎を獲得したことに他ならない。

組合機関に依存した政治闘争は自然発生的にならざるをえず、したがって組合をとりまく諸条件が変化すれば政治闘争も変化せざるをえない。六十年安保は革命的左翼を生み出したとはいえ、大衆の段階においては全く自然発生的な闘いであった。それゆえ安保闘争の敗北によって生れた新しい状況のなかで安保共闘は解体された。そして職場では従来の資本の指揮権の確立の上に、さらに排外主義による思想的支配の確立が進められようとしているのである。この職場における資本の思想的支配権の確立は、組合機関に依存した政治闘争を不可能にしたばかりか、後には、左翼組合主義そのものの排除にまでつき進むのである。

第四章 第二期労働運動のゆきづまり

(一) 市民的政治闘争の分解と春闘の低滞

六〇年安保以降の政治状況を、清水慎三は、「分裂の季節」と名づけている。まさに、六〇年安保闘争の時に形成された広汎な

政治的統一戦線は音をたてて崩壊したのであった。この六〇年安保をめぐる政治的統一戦線の諸問題は、別稿「安保闘争史」にゆずり、ここでは六〇年反安保統一戦線を、われわれが何故市民的統一戦線と呼ぶのかを明らかにしておくにとどめたい。

六〇年安保共闘の実体は、労働組合機関を中心としたカンパニア組織であり、総評。地評が闘争組織の担い手であった。政治的には、社会党と共産党のブロックでありその政治内容は、議会主義路線であった。この闘争は、圧倒的な数の労働者によって闘かわれながらも、この安保共闘は、労働者の階級の形成を指向することなく、逆に、労働組合のワクにしぼりつけることによって、階級形成の芽をつみとっていったのである。したがって、政治闘争の質の点からみれば、労働者階級は自らの所属する労働組合の一員として、議会制民主主義体制における一市民としての行動に終結したといえる。

革命的左翼は、その影響下にある全学連の闘争を通じ、安保闘争をより強固に闘かうべき戦術を提起し、安保闘争の質そのものを高めることによって、労働者階級の階級形成をなしとげようとしたが、安保共闘を組織的に解体止揚する力量をもっていまままに、安保闘争は敗北していったのであった。このように、六〇年安保共闘は、労働者階級の階級形成をおし進める道を拒否する方向で組織されていたといえるが、そのことをイデオロギー的に合理化したものが「市民主義」に他ならなかったのである。それゆ

え、われわれは、安保共闘のこの限界から、市民的政治闘争と呼んだのであった。

ところで、六〇年安保以降は、このような労働者の政治闘争が試験にかけられた時代であった。六〇年安保闘争を経験するなかで支配階級も、労働者階級も、より高い地点から闘いを組むことを余儀なくされていた。事実、支配階級の安保、三池闘争の総括は見事であり「所得増政策」をかかげ、大衆を集約しつつ、公共投資によって内需を拡大しながら、一方、治安政策を強化し、日韓交渉をおし進め外的膨張をめざし、帝国主義的再編成を開始したのであった。

だが、労働者階級の指導部はみじめであった。共産党は、安保闘争時の態度とはうらはらに「偉大なる国民的闘争」を云々し、民主連合政府を打ちだした。一方、総評、社会党は、三池闘争敗北のなかで、構改路線がバラ色に語られていた。この二つの路線は、労働者の実態からすれば全くそぐわないものでしかなかったのである。

事実、生産点においては、資本の力はますます強化され、労働者は、生産点で分断されていたのである。こうした現状に対応できなかつた政治的統一戦線は、労働者階級の支持をうしない、崩壊せざるをえなかつたのであった。

この安保共闘の崩壊は、労働組合の力を非常に弱めた。それは、春闘においてとくにけんちよにあらわれた。民間大企業労働組合

は、もはやストライキを云々することがタブーになりつゝあつた。生産性向上のスローガンが、労使共調にぬりかえられつゝあつた。こうして、六〇年安保以降「春闘の低滞」が、一挽にクローズアップされてきた。そのなかで、太田・岩井ラインは、春闘に公労協のストライキ戦術をもちこむことによって、この状況を突破しようとしたのであつた。

(一) 四・一七スト結果と展望

六一年春闘における、公労協スト宣言にはじまり、公労協のストライキは、六三年にも準備され、そして、六四年、四・一ストにひきつがれていった。太田・岩井の対応はともかく、その背景には、公労協労働者の戦闘性の内容を理解しておくことは極めて重要である。というのは、六五年以降の政治闘争の構造変化を押し進めた労働者部隊の中核こそ、公労協労働者に他ならないからである。

この公労協労働者の戦闘性は、彼らが公務員労働者と共に、最も強く国家統制の下にあることを見れば、きわめて矛盾しているように思われる。だが、この公労協労働運動の戦闘性の秘密は、職場支配体制を検討することによって明確になってくる。日本資本主義は、六五年頃まで、内的膨張を中心に発展してきた。このような時代においても、民間企業においては、労務管理の優劣が、企業の、競争条件を左右するし、それゆえ、民間企業においては

資本の職場支配がおし進められたのであつた。だが、官公労においては競争が存在せず、また、内的膨張による内需の増大は、国家企業をも膨張させたのであり、職場支配は、民間のそれと比較すればゆるやかであつた。

こうした状況が、法制的にはさまざまな制約を加えられているにもかかわらず、公労協労働運動が、総評の左翼組合主義路線の担い手となつた要因であつた。そして、国労を中心に、春闘におけるストライキ闘争を準備していったのであつた。この春闘のストに結集したエネルギーの質を理解するためには、官公労労働者の当面している問題点をもう少しほりさげておかねばならない。われわれは六〇年安保以降、日本帝国主義が、外的膨張の第一歩を踏みだすなかで、官公労労働者の地位が、従来のそれと大きく変わりつゝあることをみておかねばならない。まず、国際競争は、国と国との総合的な力がためされるのであり、非生産部門を中心とする国家企業の合理化が、国際競争を左右するのである。

さらに、官公労労働者は、国家の官僚機構の末端であり、国際競争を強力におし進めるためには、この末端が、国家の政策（排外主義）によって国民を組織する機能を担うことが政府にとって必要になってきているのである。政府の官公労労働者に対する攻撃は、古くは日教組に対する勤評の実施、最近では国鉄五万人合理化をみるまでもなく、以上のような観点からなされている。そして、従来、一定のビジョンのもとに行なわれていた政策が、今日

の段階では、政治、経済の現実からおし進められようとしていることである。この現実を、総評は、体制的合理化にとらえることによって対応しようとしているが、それは一面的、経済的などらえ方にすぎなかつたのである。

四・一七ストライキは、宣言され、準備され、共産党の「スト反対」のエピソットを含みつゝ、春闘を空前のもり上りに導いた。だが、四・一七ストが、結局は中止され、太田・池田のトップ会談で収拾されるなかで、労働者の階級的団結は大きくゆらぎはじめた。

四・一七ストは、賃上げという面に限定すれば、一定の成果が得られたものゝ、しかし、官公労労働運動が、当面している問題からすれば、むしろ後退せざるをえなかつたのである。すなわち、官公労労働運動に対する、帝国主義的再編成の陰謀を粉砕しえず、このことは、IMF・J.C.の発足となつてあらわれると共に、その後の春闘において、公労協のヘゲモニーは、急速に後退して行くのであつた。

(三) 左翼組合主義の破産と右翼組合主義の台頭

一九六四年は、従来の総評の運動の裏で進行していた事態が、一斉に爆発した年であつた。総評は四・一七ストを提起はしたが、それを闘いぬかないことによって、労働者の階級的団結をおし進めることはできなかつた。そして、日本共産党は、ついに、労働

者の賃金ストにすら反対することによって、その右翼日和見的体質をあますところなくバクコロした。さらにみておかねばならないことは、春闘一〇年のなかで、民間大企業において、職場支配を強化してきた資本は、ついに、民間大企業労組をIMF・JCとしてまとめることに成功し、右翼組合主義運動の基礎を形成したことである。そして、年末には、右翼組合主義の拠点であつた全労と総同盟が組織統一をはかつた。こうしたなかで、労働運動の転換、右傾化が声を大にして叫ばれたのであつた。

事実、翌六五年春闘は、合理化との結合が叫ばれながらも、公労協の足なみはそろわず、一方巨大企業合併にともなう組合分裂が、プリンス、三菱重工長崎造船にかけられ、総評の権威は地に落ちてしまつたのである。そして、六六年に太田は引退し、畑井・岩井ラインが登場したが、それは総評の指導力の一層の後退をもたらしたのであつた。六七年春闘は、闘かわずしてそれなりの回答がだされ、春闘のヘゲモニーは、JCに移つたの感があり、JC春闘といわれている。

だが、このような、労働組合運動に対する総評の指導力の後退とはうらはらに新しい運動が開始された。それは北爆開始と共にまきおこつた国際反戦闘争であり、この闘争のもり上りのなかで、日本においても六〇年安保以降はじめて政治闘争が、大衆的に闘かわれはじめたのであつた。六五年の反戦青年委員会の結成は日韓闘争のなかで急速に大衆化し、六六年一〇・二一反戦スト

は、安保以来の大衆的結集をみたのであった。

このようにみてくるならば、第二期労働運動のゆきづまりは、階級的労働運動のゆきづまりではなく、左翼組合主義的指導のゆきづまりといえる。左翼組合的指導しか与えられていないが故に労働運動は、右翼的に再編されようとしているのである。だが、左翼組合主義的指導のゆきづまりこそ、階級的労働運動の出発点とならねばならない。そして、今日、この階級的労働運動の内容を明らかにすることが問われているのである。

この問題を解明する前に、長崎造船の分裂について検討しておくことが有益である。それは、階級的労働運動の出発点がどこにあるかをわれわれに教えてくれるであろうから。

第五章 全造船長船分会分裂の教訓

(一) 長船分裂の特長

一九五〇年代の大企業組合分裂は、そのほとんどが、人員整理をめぐる長期のストライキ、及び工場占拠抗争（経営のロックアウトに対抗した）のなかで発生した。すなわち、長期の工場占拠抗争に対して、資本は、第二組合を結成し、そのまわりに、暴力団及び警察を導入し、第一組合の疲れをまわって、ピケットを破り、強制就労を展開し、第一組合を工場から追放してきたのであ

った。

このような第二組合の形成は、第二組合の犯罪的な性格をだれの目にも明らかにする。だが、六〇年代の組合分裂は、五〇年代のそれとは異っている。全硝硝石塚ガラス、全造船三菱造船、合化積水化学、全金プリンス等々でみられたのは、「闘かう組合」に対する平和時の分裂攻撃であり、このことは、企業の死活をかけた二組の結成の時代から、第二組合を結成することを通じて、労使共調の組合を育成することが、資本にとっては日常的に追求されている時代に入ったことを意味しているのである。六五年一月七日の三菱造船の分裂は、この六〇年代の組合分裂の経験のなかで、最も大きく、かつ最も典型的な事例であり、その教訓は極めて重要である。

われわれは、六〇年代組合分裂の第一の特長を「平和時の分裂」としてとらえることができる。長船分裂の場合も例外ではなかった。だが、この「平和時」の意味は、資本と労働組合機関の間の関係にすぎず、労働組合が闘かいに入らないときに資本の攻撃はとどまることを知らないものである。この「平和時」における異常な緊張の存在、これが今日労働者階級をとりまく状況の特長であり、「平和時の組合分裂」は、この労使の異常な階級対立の激化を物語ってくれる。

あり、いわゆる「事業所改善対策」と名づけられた十四項目にのぼる合理化案が、六五年七月にまとめられ九月に提案された。その中心は、出向、配転等の人員対策であった。この十四項目の合理化案に対し、スト権を確立した長船分会の闘いをみたとき、資本は反合理化闘争の本格化の以前に分裂を強行したのであった。長船を拠点とした反合闘争が、重工八万に拡大することをあらかじめ封じることが、その目的であったのであり、資本としては、「闘いの可能性」の段階において組合を破壊することを決断せざるをえない状況を迎えていたのであった。

長船分会の第二の特長は、分裂した第二の組合が「思想別組合」ともいべき規約をもっていることである。すなわち、組合規約第七条（加入）には「この組合に加入する者は綱領、規約に賛同し遵守することを明らかにしなければならない」とし、同条三項には「加入の可否は、加入審査委員会で定める」と定められている。さらに問題なのは、第八条（資格の喪失）第六項には「加入審査委員会が綱領、規約に根本的に反対するものと認定し、委員会が組合員の資格を存続することが不適当と認めるとき」と定められているのである。そして、第二組合のビラでは、「考え方の同じ者ばかりで労働組合をつくるのは間違ひではありません。むしろ労働組合の本当の目的に沿ったものであります」とのべている。

第三に、この「思想別組合」は、六八年十二月に予定されてい

る企業内組合としての単一化のなかに生かされていることであり、それはさらに現段階においては、思想統制の作用をもたらしていることである。すなわち、六八年七月広機における活動家に対する思想調査の開始がそれである。この思想調査は、何と、広機執行部が重工連合の綱領に反していると考えている「組合を強くする会」のメンバーに脱退勧告をすることを執行委員会で決定し、そして当該活動家が、強くする会に関係しているかどうかを調べるとののである。

第四に、長船分裂下の闘いが、長船社研を中心とした革命的左翼によって担われていることである。しかも、この闘いが、いまだ微力であれ、単に、第一組合の存在している事業所のみならず、全重工における闘いとして、具体的には、「三菱重工の組合を強くする会」の闘いとして、全国的な規模をもって、革命的左翼の共同作業によって担われていることである。

第五に、分裂が、反合闘争の前段階においてかけられたものであるが故に、組合分裂が決定的な敗北を意味していないことである。もちろんだからといって、われわれにとって、安易な道が開けているわけではない。だが、六五年十二月の組合分裂が、三菱重工労働者にとって闘いの終りではなく、闘いはじまりであることは明らかである。資本に先制打を喰ひ、きわめて不利な条件から出発したこの闘いは、それゆえ、より一層の階級的性格をもって反撃が開始されようとしているのである。

- (一) 三重工合併と三労組の対応 (略)
- (二) 春闘 合併を通じ 右派が三菱造船をにぎる (略)
- (三) 三菱造船から右派の追放 右派組合分裂にふみきる (略)
- (四) 分裂下の闘い (略)

第六章 反戦青年委員会と労働運動

(一) 反戦青年委員会の登場と労働運動

一九六五年前後にその底辺に達したと思われる労働運動の停滞は、その後、明らかに昂揚しつつある。それはとくに政治闘争の面に著しいものがある。労働組合幹部の組織力ないしは影響力という点からみるならば、いまだ困難な状況が存在していることは事実である。だが、階級闘争をそのような観点からしかみることができないものこそ、労働組合主義に他ならないのである。

今日では、政治闘争の展開が労働運動全体をリードし、組合運動を左から再編成する力として作用している。そして、その政治闘争も従来のいわゆる六〇年安保闘争とはちがった形態をもって発展している。この点に注目しないならば、今日の階級闘争の

現状を分析することはできない。

この政治闘争の新たな型は、勿論、六〇年安保闘争に、その根源をみることが出来る。それは当時において、革命的左翼の政治方針の下に結集した全学連の闘争であり、それが主体的につくりだした共産党の神話の破産であり、さらに、無党派活動家が、組合のわくをはずれて政治闘争に登場したことである。これらは、市民運動という形態をとりつつも、その後の政治闘争の経験のなかで、次第に階級的自覚が進められたのであった。それはベトナム戦争激化のなかで、ベ平連や、各地域、職場の反戦行動委員会等の自主組織の活動としてつづけられ、反戦青年委員会運動の土壌を形成した。一方、全学連の闘いは、原潜、日韓闘争のなかで、新たな世代と結合し、困難な条件のもとで、唯一戦闘的デモを守りぬき、反戦青年委員会運動の政治的条件を準備したのであり、実力闘争による反帝統一戦線を形成してきたのであった。

いまこゝで、この新たな型政治闘争の発展過程とそれを導いた政治路線の問題にふれることはできない。ここでは、労働組合運動の右傾化という現状と、新たな型政治闘争の登場とが、いかなる関係にあるかを明らかにするにとどめたい。いゝかえれば、組合主義的政治に指導された労働運動がゆきつまるなかで、同時に労働者階級の政治闘争への登場の条件が形成されつつあることを明らかにすることである。

的条件にある。われわれは、六〇年以降の労働運動を分析するなかで、労働組合運動が、職場から、政治的、思想的にしめ出されたことをみてきた。その第一歩は企業による労働者支配であり、その内容は一方では企業内福祉の充実による、労働者の改良的要求の企業の側による集約であった。そして他方では下級職制機構を充実させ、企業における私的治安体制、労務管理体制の強化による左翼労働者の追放であった。

五五年以降の日本資本主義の高度成長は、この労働者の改良的要求を、企業の側が集約しうる力量をつけさせ、このことは、改良的要求を中心に結集している日本の労働組合主義にとって致命的な打撃を与えることになったのである。

だが、日本帝国主義の政治的弱点は、軍事面と外国市場の面に鋭くあらわれている。軍事力が、すでに治安体制にかける実力部隊として形成されているにもかゝらず、それが、国民を思想的に統一する夢にまで成長していないことであり、そして、その主要な要因は、領土を失っているゆえに、排外主義形成の物質的根拠を欠いていることである。しかも、日本帝国主義が、六五年までに主夢に内的膨張を軌として成長していたが故に、国家の価値観を福祉国家に集約する方向で形成しそれが大企業の企業内福祉と結合されて労働運動右傾化へのイデオロギー的軌とされてきたことである。

だが、国際的諸条件は、日本帝国主義に、一層の外的膨張の道

をとらせてゆく。六五年以降、大企業においては、国際競争力が云々され、この観点から労働運動の無力化の下に、合理化、労働強化が進められた。そして、これに対する労働者の反抗は、企業内の私的治安体制によってことごとく粉砕された。そして、こうした中で企業に於る福祉国家のイデオロギーは色うすれ、企業内における労使の力と力の対決の時代に入りつつあることである。そして、従来、企業内における労使の力と力の対決を、資本家階級のもとに、福祉国家のイデオロギーで集約させてきた背景こそ、企業のワクを越えた全人民的政治闘争の不在、圧倒的な警察権力の実力行使のもとでの街頭政治闘争の圧殺にあった。

全学連、反戦の实力闘争は、このような階級構造の下で闘われた。それは、労働組合運動右傾化の根本要因に対決する闘争としてとりくまれ、そのことよって、労働運動と結合する可能性をもっていた。そして、六五年日韓闘争のなかで形成された反戦青年委員会は、その後の実力闘争を闘いぬき、七〇年闘争にむけて政治的統一戦線を形成してきたのであった。

(二) 階級的労働運動の展開のための条件

一九六五年日韓闘争のなかで形成された反戦青年委員会は、日韓闘争の最終局面で急激に拡大し日韓闘争を昂揚させた。だが、日韓闘争以降一年間、反戦青年委員会の闘いは停滞した。それが再び活発な活動を開始しはじめたのは、六七年春からであり、

一〇・八以降は地区反戦の拡大と戦闘化が進行した。この反戦青年委員会の一時的停滞からの脱皮をもちたものこそ、革命的左翼に担われた地区反戦活動に他ならなかった。

総評傘下の単産青年部から出発した反戦青年委員会はこうして、各地区反戦に結果するぶあついで活動家の層に支えられ、従来、唯一の実力闘争部隊であった全学連の闘いと結合しはじめたのであった。こうして、六〇年安保共闘は組合機関に立脚したが故に、政治的統一戦線の観点より見るなら大きな弱点をもっていたが、このような政治闘争の構造が、反戦青年委員会の闘いによって変革されつゝあるのである。

今日、反戦青年委の結成以来、三年間の活動のなかで、公労協、公務員労働組合の戦闘的な職場においては、おゝむね職場反戦が結成されている。そして各地域においては、最も戦闘的活動家が地区反戦に結集している。さらに六八年に入ってからには、民間大企業労働者の反戦への結集がはじまっている。こうして、いまや反戦青年委員会の運動は一つの社会的な勢力へと成長しているのである。

六〇年安保共闘に代る新たな政治的統一戦線の形成は、労働運動の面にも大きな影響をおよぼしつゝある。それは、従来、組合主義的政治という狭い観点から組合運動にかゝっていた活動家に全体的、階級的な視点を植えつけた。そして、政治闘争を一般のバクロにとどめず、実力闘争として展開する組織の存在は、組

組合主義からの脱皮をめざすことができるのである。

こゝで使用している「労働組合」という概念は労働組合の指導機関に単組ないし連合体の委員会のことであり、一個の事業所を組織している末端組織（支部、分会）について述べているのではない。

ところで、労働組合の闘いを、政治的統一戦線強化の闘い、すなわち、労働者の階級的団結を強化する闘いとしてとらえるならば、従来の組合運動の課題、反合、資本等に関する位置づけが極めて組合主義的であったことに気がつくであろう。労働者の階級的団結を組合的団結と二重写しにすることにより、労働者の階級的団結が放置され、組合的団結のみが求められてきたのであった。従って、組合的団結の破産である組合分裂攻撃のなかで、従来の労働運動は敗北してきたのであった。だが、労働者の階級的団結の最高の形態が、労働者国家（プロ独）であるという原則に立ちかえるまでもなく、階級的団結は組合的団結とは質を異にしている。たゞ、この質の相違を指摘するのみでは問題は解決しないのであり、労働者の階級的団結をおし進める運動形態に政治的統一戦線を実際に闘争の中でつくりあげることが問われていたのであった。新たな政治的統一戦線が形成され成長していくなかで、階級的労働運動の展開が日程にのぼってきたのである。

合運動に関する考え方も大きく変えつゝある。これまで、労働運動の目標は、労働組合の強化におかれていた。ひろん革命政党への結集と、資本家階級打倒のための政治闘争の必要性は提起されていたが、それは抽象的な提起にとどまっていた。何故なら、社会党にしても、共産党にしても、政治的統一戦線の形成を、労働組合を中心にして考えているからであり、しかも、政治闘争は、議会多数派運動（選挙運動）に従属させられているからである。ところが、労働組合は日々その力を弱めつゝあり、社、共の路線はこの現実の力によってほろくずされていくが故に、彼らの政治闘争は実現不能であり、抽象的な無内容なものになってしまうのである。

しかし、資本家階級の政府に対する実力闘争が一つの組織に定着し、政治闘争の有効な展開を結果点とした政治的統一戦線が登場するなかで我々は、社、共が抽象的にしか提起しえなかった資本家階級打倒のための政治闘争をはじめ、具体的な、内容あるものにするのできるのである。そして、労働組合での闘いをも、たえず、この政治的統一戦線を強化してゆく方向を打ち出すことによって、新しい意義を確認しうるのである。労働組合とは相対的に独自に政治的統一戦線が形成されることにより、政治課題を組合機関におしつけるといったひきまわしは、もはや過去のものであるのであり、一方、経済闘争の目標も、政治的統一戦線（内容的には政治闘争）を強化することを打ち出すことにより、

（三）最近の労働運動の経験

反戦青年委員会と労働運動は、このようにして急速に結びつきつゝある。反戦が最も力づくで定着している公労協、公務員労働組合に於ては、いまだに反戦に対する攻撃は表面化していないが、民間企業においてはきわめてはげしいものがある。南海電鉄の労働者は、六・二八闘争のデモを見学していきまされ逮捕されたことよって解雇になっている。また、民間のその他の中、小企業に於ては、反戦の活動に参加していることを理由に、配転攻撃をかけられている。そして、公労協においても、例えば全電通では、今まで、三人が反戦のデモで逮捕、起訴されており、この人たちのとりあつかいをめぐり組合幹部内部で議論が行なわれている。

ひろん、活動家に対する攻撃は今にはじまったことではない。全国金属では一、〇〇〇件にのぼる解雇闘争があるし、化同、合一、全国一般等にも同様であるし、さらに未組織の労働者では一層ひどい。また、JC組合も例外ではない。ところで、反戦活動家に対する攻撃は、従来の活動家攻撃とはちがった質をもっている。例えば、日放労長崎の闘いが示すように、政治活動に対する個別資本からの攻撃は、政治闘争として、とりくむことが可能である。従来の活動家に対する攻撃も本質的には政治的攻撃であるが、この点を十分ばくろでせず、むしろ、組合活動に対する組織

攻撃として、とらえるのが精一杯のところであった。

しかしながら、反戦活動家に対するレッドパージ攻撃は、この攻撃と闘うなかで極めて豊富な内容がふくまれているのである。

たとえば、西大阪反戦のメンバーに対する配転攻撃の場合、組合は中立であり、内容的には同盟系であるが故に、組合機関としては闘う姿勢を貫くことができなかった。たゞ、そのメンバーを中心に一定の活動の蓄積があったので、かろうじて、口先では闘うことを約束させ、労使協議会にかけ、四〇日以上にわたる引きのばすことができたにとどまった。だが、組合に闘う姿勢があっても配転阻止はむづかしい問題であり、いわんや組合執行部の弱腰は、最終的には、会社の案をのみ、配転を組合としても説得するという線にまで後退したのである。こうした経過は、闘いの当初から見通しはたっており、問題は、組合機関を下部から、最大限合法的に闘う姿勢にもってゆきながらも、最終局面で組合幹部から見放された場合、いかなる闘争戦術がありうるかということであった。組合は金属関係でありながらも、全金加盟でないが故に、全金の支援も得られず、又、総評の地協の実態は連絡組織にすぎず、この闘争の展望をたくすことはできなかった。そこで追求されたのが、反戦を中心とした自主組織による地域共闘の形式であった。そして、地域共闘による実力行使（門前ピケと抗議集会）を成功させることにより、闘争を一段と高い次元へと移行させることにしたのであった。第一に、従来、企業内の視点しか

持ちえていなかった活動家が、地域共闘へ参加するなかで階級的視点を獲得したことであり、第二に、総評が、この地域共闘を無視できず、むしろ仲介者として乗りだしてきたことである。この総評の介入は、地域共闘を大衆化する点で効果的であった。そして、資本は、地域共闘による実力行使によって事実上のストをやられたわけであり、反戦活動家に対する攻撃に対し、一定の歯下メを喰わすことに成功したといえる。

一人の活動家の配転阻止闘争から、地域共闘へと発展させることができるのも、それが反戦活動家に対する攻撃であると共に、反戦青年委員会がすでに相当の力量をたくわえているからである。そして、レッドパージを、現段階での攻撃の山であるとすれば、それ以外にも階級的労働運動を展開する課題は山積みしているといえる。ただ問題はわれわれの階級意識が、その問題を引きだし、大衆闘争化しうるかどうかにかゝっている。

(四) 労働運動の転換とは何か

労働運動の転換とは何か、この問に対する解答をまとめてみよう。労働運動の形態や、また、とりあげる課題そのものは変わるものではない。現段階においてとりうる戦術形態は最大限工場占拠であろうし、また、われわれがとりあげる課題は政治問題であり、反合であり、賃上げである。だが、これらの諸闘争をいかなる観点より闘うかが第一の問題点であり、さらに第二の問題点は、

それが単なる観点にとどまらず、現実の運動として展開されることが必要であったのである。

組合主義的指導がゆきずまっていたことはすでに確認した。そして、一般的に語られている労働運動の転換の内容は、このゆきずまりを指摘するにとどまっている。だが問題にしなければならぬことは、この組合的指導を脱皮することであり、そのためには、政治的統一戦線を闘いとならばならなかったのであった。そして、この政治的統一戦線が、六〇年安保共闘の質と、その延長にあるのではなく、それと断絶したところから出発することが必要であったのである。

このことは、六〇年安保共闘が崩壊した理由をも明らかにしている。さらに、社・共闘が叫ばれながらも実現されないことの意味をも示している。すなわち、社共の組合主義的政治に見あった統一戦線こそ、六〇年安保共闘であったわけであるが、その安保共闘は、それが立脚する労働組合の右傾化によって崩壊したのであった。本来労働者を階級的に團結させるべき政治的統一戦線が、こゝでは、その内実が組合的團結と同様であったのであり、労働組合の右傾化は、ストレートに、統一戦線の後退と分裂をもたらしたのであった。

こうして、「労働運動の転換」はニセの政治闘争を崩壊させることにより、そのことを通じて、新たな政治的統一戦線の条件をつくり、革命的左翼と労働者階級とを試練にかけたのであった。

そして、八年という年月は無駄に流れたのではなかったのである。反戦青年委員会の登場と、新たな政治的統一戦線の成長、これが、日本労働運動の新しい時代を切り開く鍵をにぎっている。そして今日組合活動家に問われている問題は、この反戦青年委員会の運動の質を、あらゆる闘いに生かしてゆくことである。進行しつつある労働運動の転換は、階級的労働運動のはじまりによって、その幕を閉じねばならない。

にうよの群魚生きるに
ばれけなえ燃らるるに
ないは光もここに
深海に

反レ・パ斗争の階級的意義

(櫻原均・全国労働運動左翼活動者
会議への提案・一九六九年一月一〇日)

(一) はじめに

与えられたテーマは、(1)労働組合の評価について (2)反戦青年委員会の評価について (3)今後の階級闘争と我々の任務について、以上三点である。

これらの諸問題を、社会学的論議に陥いることなく展開するためには、戦後日本階級闘争総体の分析の上に、具体的に問題を提起してゆかねばならない。こうした立場から、われわれの分析の視点をまずもって整理しておこう。

最も中心的な問題は、統一戦線問題である。われわれは、この統一戦線を、各党派の恣意的な組織戦術という観点からではなく、革闘争の形態の問題として提起していることは言うまでもない。その際われわれは、一般的にはソビエト運動として規定しつつ、七〇年代階級闘争において、その具体的形態は、武装闘争を含む

中央権力闘争が領導する全人民的政治闘争とマッセンストライキの結合が追求されねばならないことを主張する。従って、統一戦線の時代をもってソビエト型革命時代の終了を語る立場とは無縁である。

では、われわれは、日本階級闘争における統一戦線問題を、どのように解決しようとしているのか。現在の労働運動の原点を五〇年講和(第一次安保)の時代に求めることにおいては、だれしも一致するところであろう。ところで当時の階級闘争において明らかに異質の二つの運動が存在していた。それは労働法、破防法反対闘争の労働ストの流れと、一方それと同時に闘われた共産党地下指導部による火炎ビン闘争であった。

労働組合のゼネストを軸とした労働ストの系譜は、その後の階級闘争にひきつがれ、六〇年安保闘争として開花した。一方火炎ビン闘争の系譜は、時の権力によって粉砕され、当の共産党からも清算され、あたかも一夜の悪夢のごとく語られている。

だが、われわれは常識によって物事を判断してはならない。問題は、五二年血のメーデーから火炎ビン闘争へ(わずかに二月月とはいえ)と進行した政治闘争の質を明らかにすることであり、それが火炎ビン闘争という戦術形態をとることによって必然的に粉砕されたわけであるが、このことから、ゼネストの波の底で進行した事態を見失ってはならないのである。

労働ストの系譜は、六〇年安保共闘へと継承されてゆくが、安保共闘は、池田内閣によって解体された。いわゆる帝国主義体制の確立と「日本型社民の分解と再編」として語られている問題である。ところで、六〇年安保全学連で端を発し、六五年以降の反戦青年委員会の闘争にみられる政治闘争の質は、六〇年安保共闘の直接の継承ではない。それは、五二年労働ストの際の火炎ビン闘争に表現される政治闘争の系譜をも継承するものではなからうか。

ここで火炎ビン闘争の可否を論議しようということではない。要するに、従来の革命的左翼の主張には、労働ストから安保共闘にみられる組合主義的政治闘争と議会主義的統一戦線に身をつくらせながら、組合主義、議会主義からの脱皮を主張しているのにすぎないことを明らかにしておかねばならない。反戦青年委員会の位置づけにしても、この議会主義的統一戦線総体をどう変革するかといった視点が提起されるものごとくに起因するし、さらに組合主義からの脱皮を、一つの政治運動として提起できず、労働者

の階級的自立といった抽象的提起にとどまってきたこともこのに起因している。

われわれは、全学連、反戦の闘争が、統一戦線の新たな質をつくりあげていると考えているし、この観点より、反帝統一戦線の萌芽として指摘している。現在の議会主義的統一戦線(社共共闘)とは、その質を異にする反帝統一戦線の提起と、その表現、を通じてはじめて労働組合に対する正しい分析を可能にするし、そのことによって、われわれの任務も一層生き生きしたものになるのである。

以上の前書きを論証するには、戦後の階級闘争の総括が必要である。だが、実行委員会の要望により「討論可能な素材として」問題提起したい。

(二) 全学連、反戦委員会の評価について ——反帝統一戦線と階級的労働運動——

反戦青年委員会の形成過程の問題点、及びそれが地区反戦へと拡大し、そして現段階では職場反戦が形成されつつあることに對する分析はひかえ、総体としての反戦青年委員会運動を統一戦線論の観点から分析したい。

反戦青年委員会運動は、従来の政治闘争の構造を変革してきた。それは、勿論、不均等にあらわれており、一部では、労働組合幹

部が反戦に発露しきわめて苦しい状況にあるというが如くである。そしてジャーナリズムは、昨年のエンブラ闘争をとらえ、全学連、反戦、組織労働者の闘争の有機的結合を、新しい統一戦線と呼んでいる。だが、われわれがこゝで提起している構造変革の内容は、そうした現象的な問題ではなく、六〇年安保以降の階級情勢の進行をふまえた上のものである。

六〇年安保共闘は、組合機関に立脚した統一戦線であった。それは、安保共闘幹事会 地評 各単産 というルートで共闘が準備された。共産党は独自の闘争組織化の力量をそなえていながらもそれを発揮しようとはしなかった。安保、三池闘争を敗北させたブルジョアジーは、その力でもって、安保共闘を解体させた。ひろく安保共闘の解体には国際階級闘争の新たな展開による社共の党派闘争の激化もその一因であった。だが、民間大企業における労働者支配の完成と、一方、民間大企業幹部を利用しての総評へのゆきさぶり、さらに官公庁労働者に対する合理化攻撃のなかで、組合機関に立脚した政治闘争が極めて困難になったことによる。そして、これこそが六〇年安保の意義、戦後史の転換点 帝 帝国主義的政治体制の確立を示すものに他ならなかった。この帝国主義的政治体制は職場の実感からいえば、日常ふだんに活動家が生まれるながらも、配転等の攻撃によって、双葉のうちに積みとられていくという体制である。そして、こうした企業内の労資の力関係を決定したものが、清水慎三の言う国家独占資本によるタテ、ヨ

い問題提起をしつゝも、総体としては先にふれた反安保統一戦線、(わ)かりやすくいえば議会主義的、社共共闘路線)と同質である。それは労働者の組合的団結を、その運動の基礎においている。そして、そのような総体としての運動のなかで、革命派は、組合的団結をトコトンおし進めるなかで、階級的団結を蓄積するという路線に、意識しようとしてまいと陥っていたのであった。

だが、対権力という観点からみれば、一つの統一運動体として存在しながらも、主体的戦線内部では相対的に独自の運動として展開されている反帝統一戦線(各党派はこの重大性、階級性を十分意識していない)の形成は、労働運動の分野にも、新しい観点と、新しい運動を形成しつゝある。従来の各党派の主張してきた組合主義の克服が、単なる抽象的路線や思想の問題としてではなく、現実の運動として解決される段階に入ったのである。

われわれは、この間形成された反帝統一戦線の力量と結合し新しくおこりつゝある労働運動を、階級的労働運動として提起している。この階級的労働運動の出現は、いまだ部分的であり、力量も経験も乏しい。だが、この反帝統一戦線と結合した階級的労働運動こそが、日本階級闘争における組合主義の病根を一掃するカギであり、帝国主義的政治体制の圧倒的な治安体制のもとで、白旗をかかげることなく、唯一その体制に抗し、その体制の変革を準備する闘いとして続けられることは明らかである。そして、この反帝統一戦線と階級的労働運動を軸にしてはじめて、労働戦線

この支配にとどまらず、警察権力の圧倒的強化による街頭政治闘争の圧殺であった。

この困難な条件のもとに、まさしく、六〇年安保とは比較にならない強固な治安体制の下にもかゝらず、発展してきたのが、全学連、反戦の実力闘争であった。それは帝国主義的治安体制に真向から立ち向ったのであり、この点で、生産点で圧殺されている労働者との連帯が生まれている。反戦の主力は、総評傘下の官公庁労働者であり、そして、地区反戦に結果する戦闘的活動家である。最近では、大企業労働者の反戦への結果が目立っている。このような現状をみるなら、反戦は、一方で総評の運動に立脚した政治闘争の伝統を継承しつつも、同時に、地区 職 職場を単位とした新しい形の全国政治闘争体制をその内に含んでいる。われわれが目にするものは、後者である。後者の政治闘争が、どのようにならぬ政治路線及び組織方針が必要なのか、このことを明らかにすることがせまられているのである。

われわれは、後者の政治闘争を、現段階において反帝統一戦線の萌芽としてとらえてきた。そして、それに対し、前者の内容を、反安保統一戦線として把握することができる。さて、反帝統一戦線の形成が労働運動といかなる関連をもっているかを明らかにせねばならない。

従来の組合運動は、それが突出した闘いを実現した時点で新しい左からの再編成 戦 戦闘的労働運動の防衛も発展も、実現されるといえよう。

(三) 労働組合の評価をめぐって

われわれは、すでに、労働組合運動を評価すべき基本的視点について述べた。したがってここで補足して述べておかねばならない問題は、(a)企業別組合と左翼組合主義(日本郵社民)との関係(b)いわゆる「右傾化」の把握についての二点である。

(a) 企業別組合と左翼組合主義

企業別組合をめぐる議論は、大河内理論を軸として多様にくりひろげられた。そして、今日、企業別組合から産業別組合への脱皮はほぼ、労働組合の基本的主張とされている。だが、問題は、社、共によって、この主張がおゝひ返しにされていることである。そして、革命的左翼の間でもこの問題をめぐって非常に混乱している。われわれはこゝにおいて、この混乱を止揚する方向について述べたい。

まず、企業別組合と、日本郵社民左派(革命派も含めて)の相互依存関係を明らかにすることである。それは、企業別組合の限界が一方で語られているにもかゝらず企業別組合は、一定の条件のもとでは組合運動として、非常に戦闘的形態をとりうること

である。それは、敗戦直後の生産管理闘争にはじまり、総評高野時代の工場占拠争議、さらに三池争議東交闘争と続けられている。そして、今日の力関係の下で、大企業においてはこうした闘争は、いまだ問題にはならないが、中、小企業においては、工場占拠、業務管理争議は日常的に存在している。そして、革命的左翼は、この日本労働組合運動の戦闘性を階級性に高めるべく闘ってきたのであるが、現実には、この戦闘性は直接階級性を導きえず、さまざまな努力が失敗してきたのである。

何故なら、企業別組合という組織形態は、まさしく組合的団結を軸に、戦闘的運動形態を闘いとしてきたのであり、この組合的団結が、組合分裂攻撃により、実態として失なわれるなかで、その戦闘性も急速に後退してきたのであり、戦闘性から階級性への転化は、たかだか政党性への結集という次元でしかなされず、大衆闘争の質的転換は実現されることはなかったのである。

この経過をもっとくわしく見るならば、まさしく戦闘的組合運動が、組合分裂の危機に直面し、敗北か、階級の飛躍かが問われているその時に展開されたものは、社共の組合主義ブロックと、革命的左翼との間の熾烈な党派闘争であった。(むろん革命的左翼の存在しないところでは、党派闘争すら起らないが)そして、革命的左翼は、この党派闘争に敗北してきたのであった。

「企業別から産業別への脱皮」や「労働戦線での自主的、階級的主体の形成」といった主張は、こうした労働戦線の現実からの

の三ブロックにわけてその相違を指摘しているが、その三ブロックの運動論理を統一的に把握していない。われわれは、三ブロックの運動の現象的差異を、統一的に把握する視点を「右傾化」の分析のなかで明らかにしたい。

こゝでは右傾化をおし進めている政治的経済的諸条件は捨象し、右傾化の動的構造を明らかにしよう。

というのは、諸党派は、この右傾化をきわめて静的に語っていることである。すなわち、右傾化を政治的に位置づけ、右傾化の基本的要因と対決する闘争を職場で展開すればあたかも展望が開けるかの如く主張しているのである。われわれは、右傾化を職場でとらえる場合、職制による日常的な活動家排除の体制としてとらえておく必要がある。この体制は、労働運動総体を検討した場合、部分的であるが、しかし、このような右傾化こそ、企業別組合に立脚したところの特殊日本の攻撃体制なのである。

この右傾化の構造を粉砕しうるかどうかが問題である。資本は、この右傾化体制内での政治活動は許容する。日共の政治活動がそれである。何故なら、右傾化体制と対決しない闘いは、大衆化せず、それゆえ、そのような政治活動を一定限許容することにより、資本は一層大衆を集約しうるのである。

そして、経済闘争へのとりくみも、この右傾化体制に対する闘いという政治的分析のもとにはじめて経済主義から脱皮しうるのであろう。何故なら、職場で一般的な政治宣伝をやることや、経済

夢請に何ら解答を与えていない。そして、一定限組合運動が展開可能な部所に立脚していることによって、もっぱら、組合指導部としての政策づくりに浮身をやつし、全階級の視点を持ちえない人々に關しては、言うことはない。われわれは、この切実な党派闘争の敗北のなから、過去のわれわれの路線そのもの、限界を明らかにし、総体としての社民の補充物としての存在であったことを総括しなければならぬのである。

われわれが提起している反帝統一戦線と階級的労働運動は、この現実に対する一つの回答である。われわれの力は現段階における一つの焦点たる三菱重工における闘いを(長船社研の切実な問題提起があるにもかかわらず)有利に闘いとするほどまでは成長していない。だが、日放労長崎の闘いは、今日の反戦の力量からすれば、それは極めて現実的な到達目標である。われわれは、企業別組合が秘めている戦闘性を、日常的な階級的労働運動の展開と、地域、職場における政治的統一戦線の強化のなかではじめて階級性として定着させることができるであろう。

(b) いわゆる「右傾化」の把握について

反帝統一戦線と階級的労働運動を实体として把握するためには、いわゆる「右傾化」を実情にそくして把握しておかねばならない。「右傾化」を語りながらも、極めて部分的理解に終っているのが、共労党である。また、革共同は労働戦線を総評、JC、日共

闘争を非妥協的に闘うことをもって、政治活動に至少化させてはならないからである。問題は街頭における治安体制と同質の内容が、より一層進んだかたちにおいて企業に形成されていることであり、この問題に対する対決を提起してはじめて、街頭における闘いと生産点における闘いは、一個の有機的一体結合されるからである。そして、労働戦線の全体を、単なる、総評、JC、日共といった既成の概念によつて戦線を形成することなく、まさに、以上の右傾化の分析の上になつて、企業や、組織の壁を越えた主体の形成と、それを統一した戦線にまとめ上げることが問われているのである。このことをわれわれは、反帝統一戦線と階級的労働運動として提起しているのである。

(四) われわれの任務について (略)

(a) 反レバ闘争の階級的意義について (略)

- ① 右傾化体制のなかでの反戦派の位置 (略)
- ② 若干の経験 (略)
- ③ 七〇年闘争との関係で (略)

(b) 総評青年部次元での対応 (略)

(c) 同盟・JCにおける任務 (略)

「戦士の詩」

殺すのは 戦士の役目ときまったのは いつだ

殺すことが 殺すことだときまったのは いつだ

殺すことは いったい生かすことと無縁なのか

破壊は いったい 創造とは無縁なのか

こんな話がある

プロメテウスは 神の秩序を破壊して 人間の文化を創った

プロメテウスは 戦士ではないのか

きみたちが 戦士でないなら いったい何だ

言ってやろう きみたちは 豚だ

昨日と別れを告げ得る者

それが 戦士だ

花に埋れて死ぬ きみたちは ちょうちょうだ

楯にのせられていく きみたちは英雄だ

戦士は一人明日の中へ消えてゆく

殺したのろい 生かした罪を一身に引き受けて

総決起集会



編集発行
連絡先

神戸地区反戦連絡会議
神戸市兵庫区松本通5丁目4の6緑風荘37号
多名賀方 TEL 神戸(078) 521-8627

1971. 9. 1 発行

頒価 300円